

第3章

米 国

内国民待遇	109
(1) 港湾維持税	109
(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）	109
数量制限	110
(1) 輸出管理制度	110
(2) 丸太の輸出規制	111
関 税	111
(1) 高関税品目	111
(2) 時計の関税算定方法	112
アンチ・ダンピング	112
(1) バード修正条項（DS217/DS234）	113
(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定（DS322）	114
(3) 日本製熱延鋼板に対するAD措置（DS184）	120
(4) 不当に長期にわたるAD措置の継続（サンセット条項）	122
(5) モデルマッチング	126
補助金・相殺措置	127
2008年農業法	127
原産地規則	130
時計の原産地表示規則	130
基準・認証制度	131
(1) 自動車ラベリング法	131
(2) CAFE（企業平均燃費）規制	131
(3) メートル法（国際単位系）の採用について	132
(4) 米国リチウム電池輸送規制案	133
サービス貿易	134
(1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）	134
(2) 金融分野の外資企業の参入規制	135
(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制	136

(4) 海運分野の外資企業の参入規制	137
知的財産	138
(1) 特許制度（ヒルマードクトリン）	138
(2) 商標制度（オムニバス法第211条）	139
(3) 著作権制度	139
(4) 関税法第337条	141
政府調達	142
バイ・アメリカン関連法令	142
一方的措置・域外適用	145
1. 米国通商法301条関連	145
(1) 1974年通商法301条（1988年包括通商競争力法第1301条による修正後の手続） 及びその他の関連条項	145
(2) スペシャル301条（1988年包括通商競争力法第1303条によって改正された1974年 通商法182条）	149
(3) 電気通信条項（1988年包括通商競争力法第1371～1382条、 「1988年電気通信貿易法」）	150
(4) 政府調達制裁条項（タイトルⅦ）（1988年包括通商競争力法第7003条によって修正 された連邦バイ・アメリカン法）	151
(5) 報復措置における対象品目改訂に関するカルーセル条項	152
2. その他	152
(1) ヘルムズ・バートン法（Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996）	152
(2) ミャンマー制裁法	153
(3) 包括的イラン制裁法及び国防授權法におけるイラン制裁条項	153
(4) 再輸出管理制度	154
(5) 外国口座税務コンプライアンス法 （Foreign Account Tax Compliance Act : FATCA）	155

内国民待遇

(1) 港湾維持税

<措置の概要>

米国は、水資源開発法（1986年Public Law 99-662）及び関連修正により、米国内の港湾を利用する者（荷主）に対し、貨物（輸出入及び一部国内貨物）の0.125%（1990年までは0.04%）にあたる従価税を賦課する制度を1987年から実施している。

本制度においては、輸入品については、関税と同時に徴収されているため捕捉率が高いが、輸出品及び国内貨物については、四半期ごとに船主又は輸出者により自主的に納入されることとなっており、捕捉率が低い。また、国内貨物については、①四半期当たり1万ドル以下の支払い、②アラスカ・ハワイその他の属領との交通、③魚類の荷揚げ、アラスカ原油等の一部の貨物、について免除が認められており、輸入品には免除は認められていない。

<国際ルール上の問題点>

本制度は、WTO協定上、輸入品への従価税の形式をとっているため、関税譲許表に記されている以上の税を輸入に際して課していることになり、GATT第2条（関税譲許）に違反する可能性がある。

捕捉率、免除の有無の点で、GATT第3条（内国民待遇）に違反する可能性がある。

港湾等の維持の費用以上に手数料を徴収していると考えられ、GATT第8条（輸出入に関連する費用）に違反する可能性がある。等の問題点がある。

<最近の動き>

EUは、本制度について、1998年2月にGATT第22条に基づく協議要請を行い（我が国は第三国参加）、1998年3月及び6月に協議を実施した

が、それ以降特段の動きはない。米国内では、本制度につき、1998年3月に連邦最高裁判所が違憲判決を下している。これを受けて、政府は1998年4月25日に輸出者に対する課税を中止したが、輸入者に対しては引き続き港湾維持税が賦課されており、上記の問題点は解決されていない。

なお、全米港湾管理協会（AAPA）は、米国内及び米国－カナダ間の物の移動に関わる範囲で、同税徴収は撤廃すべきだと主張している。

(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）

<措置の概要>

米国政府は、本法に基づき、米国内の旅客・貨物輸送を、(i) 米国造船所で建造された、(ii) 米国籍の、(iii) 米国民所有で、(iv) 米国人船員の乗り組む船舶によるもののみを認め、結果として外国製船舶の輸入は阻害されることとなる。2010年、マケイン上院議員（共和、アリゾナ）とリッシュ上院議員（共和、アイダホ）は、ジョーンズ法を無効とする内容のOpen America's Water Act (S.3525) を提出したが、議会を通過しなかった。

<国際ルール上の問題点>

当該措置はGATT第3条（内国民待遇）及び第11条（数量制限の一般的禁止）に違反すると考えられるが、米国は、この措置を1947年のGATTの暫定的適用に関する特則の下で合法的に維持してきた。ウルグアイ・ラウンド交渉では、米以外の加盟国は「上記特則は1994年GATTでは引き継がれない」点を受け入れたが、米国がジョーンズ法等の国内法維持の観点から同措置の維持を主張したため、最終的に1994年GATT・パラグラフ3に例外条項が置かれた。このような経緯により、同条項は極めて例外的に維持されてきたが、WTOの基本原則に照らせば、非常に問題である。

更に1994年GATT・パラグラフ3では、協定の効力発生の日の後5年以内、その後は免除が効

力のある間は2年ごとに、当該免除措置についてその必要性を生じさせた事情が引き続き存在するかしないかレビューすることとなっているが、米国は「対象法令に変更がないことをもってレビューを終了すべき」との主張を展開し、レビューを安易な検討のみで終了させる傾向にあることから、1994年GATT・パラグラフ3の趣旨に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

本件は1999年7月以来WTO一般理事会において検討が行われているが、米国は国内法に変更がないことを理由に免除継続を主張している。また、米国は、「当該措置は、軍事転用可能な船舶の建造・補修を、米国の造船所に行わせることにより、米海軍の即応能力を保ち、国家の安全保障を維持することを目的として行っている」との主張をしているが、当該制限措置と「国家安全保障の維持」との関係については、未だ詳細な説明がなされていない。

一方、我が国を始め多くの国は、1994年GATT・パラグラフ3による免除はGATTの基本原則からの重大な逸脱であることに鑑み、同措置の更新は抑制的になされるべきであり、レビューでは真剣な検討を要するとの立場をとっている。我が国は、2003年12月の一般理事会において、書面及び口頭にて、①上記年次報告におけるデータの詳細な説明、②以前から我が国が提出を求めているデータ（米国内の外国資本造船企業数、1994年GATT・パラグラフ3の目的で使用される米国籍船舶を建造する造船企業数、及び当該企業の従業員数、年間売上等）の提出、③ジョーンズ法の改正に係る進捗状況の説明等につき、米国へ要請したところであるが、米側から書面及び口頭で回答はあったものの、回答内容は十分であるとは言えなかった（海運サービスとの関係については、本章「サービス貿易」参照）。

2007年2月、WTO一般理事会において1994年GATT・パラグラフ3の規定に基づく第5回目の

レビューが開催された。同年9月には、米国主催による非公式協議が開催され、米国海運専門家より、米国カボタージュ貿易船の世界貿易に占める割合等、2001年から2006年までの造船受注の各国別順位及び2006年時点の米国籍船の概要等を示した資料が配布され、説明がなされたものの、ジョーンズ法の必要性に係る状況には依然変化がないとの説明があり、実質的な議論には至らなかった。また、2009年10月にも同旨の米国主催非公式協議が開催されたが、米政権交代にかかわらずジョーンズ法に係る政策に変化は無いとし、2007年同様であった。

2009年12月の一般理事会においては、我が国より本免除措置の継続はWTOの信頼を損ねるものであり、実質的なレビューの実施及び最終的には米国による改善措置を期待する旨指摘を行った。

2011年12月の一般理事会においても、我が国より米国が本免除措置の継続必要性について十分な説明を行っていないこと及び本措置がGATT基本原則からの重大な逸脱であることを指摘したほか、各国からも米国に対する実質的なレビューの必要性及び内国民待遇からの逸脱が継続されることへの懸念が示された。

数量制限

（1）輸出管理制度

＜措置の概要＞

米国では、「国際緊急経済権限法」に基づき、安全保障上の理由がある場合、及び外交政策上の理由がある場合、国内での供給不足の場合には、一方的に農産物の輸出制限等の措置を発動することが可能となっている。同法に基づき発動された1973年の大豆・同製品の輸出禁止・制限や、1974年、1975年のソ連、ポーランドに対する小麦の輸出規制等は、関係国に大きな影響を与えた。

＜国際ルール上の問題点＞

UR合意により、農産品の輸入に関しては関税以外の国境措置を原則として関税に置き換え、削減することになった。これに比べ、農業協定第12条における輸出禁止・輸出規制に対する規律は、緩やかなものとなっており、透明性、予見性、安定性に欠けている。上記の措置は、国際ルールとの直接の抵触はないが、貿易歪曲的な効果を有するばかりではなく、輸入国の安定的な食料輸入を阻害することから、食料安全保障を確保する上でも問題がある。

＜最近の動き＞

WTO農業交渉において、輸出入国間の権利・義務バランスの回復、及び食料安全保障の観点から、輸出禁止・制限措置の原則輸出税化等の規律の強化が必要である旨を日本提案に盛り込み、交渉を行っている。2008年12月の農業のモダリティ議長案では、農業協定第12条1項の輸出禁止及び制限に係る規律を一部強化する案が示され、その後も、農業交渉会合、各国との二国間協議をはじめとする様々な機会をとらえ、輸出禁止・制限に対する規律強化の主張を展開している。

(2) 丸太の輸出規制

＜措置の概要＞

米国は、マダラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990年に発効した「Forest Resource Conservation and Shortage Relief Act of 1990 (1990年森林資源保全及び不足緩和法)」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、アラスカ・ハワイを除く西経100度以西の連邦所有林・州有林からの丸太の輸出が全面的に禁止されている状態にある。

＜国際ルール上の問題点＞

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関する措置（GATT第20条（g））等に該当し、

数量制限の一般的禁止を定めたGATT第11条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中で丸太の輸出規制であるため、GATT第20条（g）では正当化されず、GATT第11条に違反する可能性がある。

関 税

(1) 高関税品目

＜措置の概要＞

ウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は3.3%であるが、履物（最高48%）、ガラス製品（最高38%）、陶磁器（最高28%）、毛織物（最高25%）、トラック（25%）、チタン（15%）等の高関税品目が存在する。特にトラックについては、25%と非常に高く設定されており、輸入車が国産車に比して著しく厳しい競争条件の下に置かれているため、我が国としてもその引き下げに強い関心を有している。なお、非農産品の譲許率は100%であり、2010年の平均実行税率は3.3%であった。

＜国際ルール上の問題点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編P.〇〇を参照）。

(2) 時計の関税算定方法

<措置の概要>

米国の時計完成品の関税算定方法は、諸外国には類を見ない独自のルールを採用し、部品ごとに関税額を計算し、合算することとなっている。このため、関税算定方法が複雑・不透明であり、煩雑な貿易手続となっている。

例えば腕時計の場合、税額をi)ムーブメント、ii) ケース（外装）、iii) ストラップ・バンド・ブレスレット、iv) バッテリーと個別に計算し、合算することになっている。完成品である腕時計を単体の製品として見る関税分類（8桁）に対する関税率は、設定していない。

当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

このような関税率の設定自体は、米国の譲許表に沿ったものであり、WTO協定に違反するものではない。しかし、複雑な関税算定方法は貿易事業者に過度の負担を強いており、円滑な貿易を推進する上で障壁となっている。また、米国の算定方法は機械式時計を前提としたものであるが、機械式時計の流通は現在世界でごくわずかしがなく、流通実態を反映していない。

<最近の動き>

1998年及び1999年の日米規制緩和対話において、我が国は米国の時計輸入の関税算定に関し各部品ごとの関税額を合算して関税額を設定する方法を改め、時計完成品のHS分類6桁ベースで関税率を定めることにより貿易手続の簡素化を図るよう要望した。しかし、1999年3月に発表されたITC（国際貿易委員会）の関税簡素化のための報告書においては、依然として改善は見られず、8桁のまま部品ごとに税率を算定して合算する方法は引き続き維持された。加えて、構成部品の価格

分割による算定方式は残存しており、改善が十分ではなかった。この後、2000年、2003年の日米規制改革イニシアティブにおいて、改めて本問題を議論し、2004年6月に公表された日米規制改革イニシアティブ報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規制についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規制の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を十分に考慮した上で日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告された。また、2008年6月に実施されたWTOにおけるTPR対米審査においても、我が国は米国の関税算定方法についての改善を求めた。さらに、2009年10月に行われた日米貿易フォーラムにおいても、早期改善を要望し、また、2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOにおけるTPR対米審査においても、我が国は米国の関税算定方法についての改善を求めた。我が国としては、今後とも引き続き米国に対して改善を求めていく所存である。

アンチ・ダンピング

米国はアンチ・ダンピング（AD）措置の伝統的なユーザーであり、米国のAD制度は、運用・手続に関して独自にルール化が進んでおり、また、ダンピング・マージンの算定根拠を含め調査当局の判断根拠について情報開示が積極的に行われているため、他国と比較し制度の透明性が高いことが特徴である。このことにより、米国では、各利害関係者が調査の進捗や問題点を把握することを容易にし、利害関係者が自己の利益の擁護のため、意見・反論を提出する機会が確保されている。

一方、米国は、調査手続の透明性が高い反面、AD措置の運用そのものに関しては一方的・保護主義的な側面が多く見受けられる。これまで多く

の国が問題点を指摘してきたが、依然として違法あるいは濫用的な運用がなされている点が存在しており、今後とも、協定整合性に係る問題点があれば指摘していくことが重要である。

これまで、我が国は、米国政府に対し、米国のAD制度における問題点として、ゼロイング方式による不当なダンピング認定、関連者の判断基準、課税対象範囲に係る同種対象製品の取扱い、モデルマッチングの問題、知り得た事実（ファクト・アベイラブル）の適用方法、サンセット・レビューの判断基準等、多くの諸問題を指摘し改善を求めてきた。ここでは、AD協定に係る日米間の主な紛争事案について以下のとおり説明する。

（1）バード修正条項（DS217/DS234）

＜措置の概要・国際ルール上の問題点＞

「バード修正条項（Byrd Amendment）」（Continued Dumping and Subsidy Offset Act）とは、輸입品に対するAD税・相殺関税の賦課により米国政府が徴収した税額を、当該AD・相殺関税賦課措置を申立て・支持した国内生産者等に分配する法律であり、2000年10月、バード上院議員のイニシアチブにより、1930年関税法の改正法として成立した。

2000年12月、日本、EU、豪州、韓国、ブラジル、インド、タイ、インドネシア及びチリの9か国・地域は、バード修正条項はWTO協定に整合しないとして、米国に対し、共同でWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行い（DS217）、2001年6月、カナダ及びメキシコも同様の要請をした（DS234）。その後、単一のWTOパネルの設置（同年9月）、同条項の協定違反を認定するパネル報告書の発出（2002年9月）、これに対する米国の上訴を経て、2003年1月、上級委員会が、徴収額の分配を定めるバード修正条項は、協定上許容されないダンピング輸出・補助金に対する特定の措置に該当するとして、AD協定第18.1条、補助金協定第32.5条等違反を認定する報告書を発出した。同報告書は、同月、WTO紛争解決機関

（DSB）にて採択され、その後WTO仲裁判断により（DSU第21.3条仲裁）、米国がDSBによる勧告を履行する期限が同年12月末と定められた。

しかし、米国が履行期限までに勧告を履行しなかったため、2004年1月、我が国、EU、カナダ、メキシコ等の8か国・地域は、DSBに対抗措置の承認申請を行った。これに対し、米国が申請された対抗措置の規模について異議を述べ仲裁手続に付すことを要請したため（DSU第22.6条仲裁）、同年8月、各年の対抗措置の上限額を、バード修正条項に基づく直近年の分配額に0.72を乗じた額とする旨の仲裁判断がなされた。我が国を含む上記8か国・地域は、同年11月または12月、改めて対抗措置の承認申請を行い（米国からの輸輸入品について仲裁判断により許容された範囲内で追加関税を賦課）、DSBにより承認された。これを受けて、2005年5月にEU及びカナダ、同年8月にメキシコ、同年9月に我が国がそれぞれ対抗措置を発動した（我が国の対抗措置は、ベアリング7品目、鉄鋼製品3品目等、工業品合計15品目について、15%の追加関税を1年間賦課（対抗措置上限額は約56.8億円））。

その後米国は、2006年2月、バード修正条項の廃止を定める2005年赤字削減法を成立させ、これによりWTO上の義務は履行されたと主張した。しかし、同法は、2007年10月1日までバード修正条項を維持し、同日より前に通関された物品について徴収された金額は、その後も引き続き分配を行うことを内容とするものであった。バード修正条項の廃止を表明したこと自体は評価できるが、同条項に基づく分配が継続される限り、WTO協定違反の状態は何ら解消されない。そこで我が国は上記対抗措置を、2006年9月（対抗措置上限額約58.9億円）及び2007年9月（同約55.9億円）に各1年間延長した。

＜最近の動き＞

その後現在に至るまで分配は継続されているが、分配額減少による対抗措置上限額の減少に伴

い、2008年9月には、品目及び税率を変更の上（ベアリング2品目について10.6%の追加関税賦課）、対抗措置をさらに延長し（同年の対抗措置上限額は19.6億円）、2009年、2010年及び2011年の各9月にも、前年度分配額の減少に応じて税率を変更した上で、対抗措置を各1年間延長した（各年の対抗措置上限額及び同措置による追加関税率は、2009年が17.9億円及び9.6%、2010年が7.7億円及び4.1%、2011年が3.2億円及び1.7%）。

なお、我が国のほかEUも引き続き対抗措置を継続している（2011年5月からは3品目に対し15%の追加関税を賦課）。カナダ及びメキシコは、現在は対抗措置を発動していない（2006年4月の米国国際貿易裁判所判決（カナダ及びメキシコに対するバード修正条項の適用についてNAFTA実施法違反を認定）を受け、両国製品にかかる同年度分配額はゼロとなった）。

2007年10月1日より前に通関した物品についての徴収額の分配は、今後数年は続くと思込まれる。分配は2011年にも実施されており、米国政府の公表によれば、我が国企業に関係する分配額は約1.1億円である。我が国としては、引き続き米国に対し、同条項に基づく分配を速やかに停止し、WTO協定違反の状態を完全に解消するよう強く求めていく。

(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定（DS322）

<措置の概要>

米国では、ある製品のモデルごと又は輸出取引ごとの輸出価格が国内価格より高い（ダンピングしていない）場合、加重平均の際にこの差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法が用いられてきた（図表米-1参照）。これをゼロイングという。

2001年3月にWTO紛争解決機関合会で採択されたEUによるインド製ベッドリネンに対するAD措置の上級委員会報告書において、輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均を比較してダン

ピング・マージンを算出する際（W-W方式）にゼロイング手法を用いることのWTO協定不整合性が認められている。しかし、米国は、ゼロイングがWTO協定違反であると認定されたのは、当該個別のケース（いわゆるas applied、EUによるインド製ベッドリネンに対するAD措置）についてのものであって、米国のゼロイング手法そのもの（いわゆるas such）がWTO協定違反とされたものではないとの立場をとり、引き続きゼロイング手法を適用していた。

これにより、ベアリング産業をはじめとする我が国産業界は、本来よりも過剰なAD税が賦課されるという被害を、長年、継続的に被ってきた。そのため、我が国は、2004年11月、本件について対米WTO協議要請を行い（DS322）、翌月、二国間協議を行ったが、満足な結果が得られなかったことから、2005年2月にパネル設置を要請した。

<国際ルール上の問題点>

我が国及び米国の主な主張は次のとおり。

①我が国の主張

初回調査、定期見直し等の手続の違いにかかわらず、個別ケースにおけるゼロイングの適用（as applied）とともに、米国のゼロイング制度そのもの（as such）も協定違反。その根拠は多岐にわたるが、なかでも、ゼロイングにより「産品全体（product as a whole）」でダンピング・マージンを定めていないこと、及び、ゼロイングにより「公正な比較（fair comparison）」を行っていないことがWTO協定に違反する。

②米国の反論

ゼロイング制度は紛争解決手続の対象である「措置（measure）」にあたらない。また、WTO協定上「産品全体（product as a whole）」でダンピング・マージンを定めなければならないという義務は課されておらず、ゼロイングは「公正な比較（fair comparison）」を行うべき義務にも違反しない。

＜最近の動き＞

①紛争解決手続

2006年9月20日に発出されたパネル報告書では、AD措置発動の前提としてのダンピングの有無及びダンピング・マージンを決定するための調査（初回調査）におけるゼロイングはWTO協定に違反するが、AD措置発動決定後の手続（定期見直し等）において、AD税額を算定する際に用いられるゼロイングについては、WTO協定に違反しない旨の判断がされた。そこで、我が国は、後者の判断を不服として同年10月に上級委員会に上訴を申し立てた。

2007年1月に発出された上級委員会報告書では、パネルの判断を覆して我が国の主張を全面的に受け入れ、定期見直しを含むAD手続全体を通じて、ゼロイングがWTO協定違反であると認定された。また、サンセット・レビュー手続についても、ゼ

ロイングを用いた過去のダンピング・マージンに依拠した決定を行うことが違法であると認定された。

なお、本件に先立ち、EUが設置要請した米国のゼロイングに係る案件（DS294）について、上級委員会は、a) 初回調査におけるゼロイングの個別ケースにおける適用（as applied）、b) 初回調査におけるゼロイング手法そのもの（as such）及びc) 行政見直しにおけるゼロイングの個別ケースにおける適用（as applied）について協定違反であると判断した。

また、米国 - カナダ産軟材ケース（DS264）の履行確認手続において、上級委員会は、2006年8月、個別取引どうしを比較する計算方法（T - T方式）でもゼロイングはWTO協定に違反する旨判示した。

＜図表米－1＞ 不公正な価格比較の事例

	国内価格（\$）	輸出価格（\$）	製品ごとのダンピング・マージン
製品A	115	95	20
製品B	80	70	10
製品C	100	150	- 50（これをゼロとみなして計算）
製品D	105	85	20

（販売量については計算の都合上すべて「1単位」として計算）

（注）ゼロイングを使用しない場合、ダンピング・マージンは次のようになる。

$$\text{ダンピング・マージン} = \frac{20 + 10 - 50 + 20}{95 + 70 + 150 + 85} \times 100 = 0\%$$

と、ダンピング・マージンが発生していないにもかかわらず、ゼロイングを行ったために

$$\text{ダンピング・マージン} = \frac{20 + 10 + 0 + 20}{95 + 70 + 150 + 85} \times 100 = 12.5\%$$

人為的にマージンが創出されてしまう。

<図表米-2> ゼロイング紛争に関するWTOの判断一覧

		初回調査				行政見直し	
		W-W 方式		T-T 方式			
		As applied	As such	As applied	As such	As applied	As such
EC－印ベッドリネン (DS141) 米－カナダ軟材 AD (DS264)	上級委員会	違反	－	－	－	－	－
米－ECゼロイング (DS294)	パネル	違反	違反	－	－	違反なし	違反なし
	上級委員会	－	－	－	－	違反	－
米－カナダ軟材 AD (21.5) (DS264)	上級委員会	－	－	違反	－	－	－
米－日本ゼロイング (DS322)	パネル	違反	違反	－	違反なし	違反なし	違反なし
	上級委員会	－	－	－	違反	違反	違反

2007年1月23日の紛争解決機関（DSB）会合において、日本・ゼロイングケース（DS322）の上級委員会報告書が採択され、その後、日米間の合意によりWTO勧告の履行期限は2007年12月24日となった。しかしながら、米国は、履行期限を過ぎても一部是正措置（2007年2月、初回調査で加重平均を用いてダンピング・マージンを計算する際のゼロイングを廃止）を行ったにとどまり、それ以外の手続及び比較手法におけるゼロイング制度は維持するなど、依然としてWTO勧告不履行の状態が継続していた。

そのため、2008年1月10日、我が国は、米国のWTO勧告不履行による我が国の損害額と同額の対抗措置の承認申請を行った。同月18日、米国は我が国が申請した対抗措置の規模に対して不服を述べたため、本件は対抗措置の規模を決定するための仲裁に付託された。さらに、米国は

WTO勧告の履行を行ったとの主張を行ったため、日米両国は3月12日、上記仲裁を一旦停止し、まずは履行確認手続において米国による履行措置の有無等を決定する旨のシークエンス合意をWTOに通報した。その後、同年4月18日に履行確認パネルが設置され、2009年4月にパネル最終報告書が発出された。同報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、ゼロイング手法そのもの（as such）及び、ゼロイングの個別ケースにおける適用（as applied）について、是正がなされておらず、米国はWTO勧告を履行する義務を果たしていないと認定された。米国は同年5月に上訴したが、上級委員会も同年8月、パネル報告を全面的に支持する報告書を発出し、米国がWTO勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。

<図表米-3> 履行確認パネル・上級委の判断

	初回調査		定期見直し	新規供給者見直し	サンセットレビュー
	W-W方式	T-T方式			
As such (制度自体)	米国履行済	未履行	未履行	未履行	-
As applied (個別措置)	米国履行済	-	未履行	-	未履行

しかしながら、その後も米国が履行する動きは見られなかったため、我が国は2010年4月23日、米国に対してWTO勧告の迅速かつ完全な履行を促すべく、対抗措置の規模を決定する仲裁手続の再開を申請し、同年10月6日に仲裁会合が開催された。その後、同年12月28日、米国はゼロイングのWTO勧告履行に関するための商務省規則改正案を公表し、これに対するパブリックコメントを受け付けると発表した（なお、仲裁手続については、同年12月10日、日米間で一時中断することで合意）。

米国の発表を受け、我が国は米国と非公式に協議を行い、商務省規則改正案の内容等について議論を重ねた結果、2012年2月6日、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同月14日、米国は商務省規則の改正を官報に掲載して公表した（同年4月16日以降になされる仮決定から新規則が適用される。）。この規則改正は、大要、以下のような内容である。

① 国内取引の加重平均価格と輸出取引の加重平均価格とを比較する計算方法（W－W方式）を原則的に使用することとし、今後は国内平均価格よりも高値の輸出取引のみを無視せずに税率を計算する（ゼロイングの廃止）。個別取引どうしを比較する計算方法（T－T方式）でも同様にゼロイングを廃止する。

② ゼロイングを使用して違法と認定された過去の行政見直しでの税率をサンセット・レビューでの「ダンピングの継続・再発」を認定資料としない。

我が国は、米国が本件紛争の解決に向けて重要な一步を踏み出したことを歓迎するとともに、ゼロイングが確実に廃止されるよう、今後、米国の新規則に基づく運用を注視していく。

<参考>

EU・ゼロイングケース（DS294）では、定期

見直しの個別措置において再計算が行われないといった不十分な履行内容のため、EUの請求により、2007年9月25日に履行確認パネルが設置され、2008年12月にパネル報告書が配布された。パネルは、a) 原手続におけるDSB勧告の採択以後に行われた後継の定期見直しの決定について履行確認パネルの審理対象となとしたほか、EUの主張の一部を認め、b) 履行期間経過後にゼロイングを用いて行われた定期見直しの決定、c) 履行期間経過後にゼロイングを用いて算定された預託率の適用について協定違反を認定したが、d) 履行期間経過以前にゼロイングを用いて行われた定期見直しの決定については協定違反を認定しなかった。EUは、この結果を不服として2009年2月に上級委員会に上訴し、米国も協定違反とされた点につき上訴した。同年5月に上級委員会報告書が発出され、履行期間経過以前にゼロイングを用いて行われた定期見直しの決定についても協定違反を認定した。その後、EUは、2010年1月29日に対抗措置の承認申請を行ったが、米国がEUの求める対抗措置の規模に不服を申し立てたため、仲裁に付託された（その後、米国とEUは同年9月7日に仲裁手続を一時中断することで合意）。

なお、履行確認パネルの設置に先立ち、EUは、上記ケース（DS294）の協議要請後に行われた定期見直し等の個別措置について別途協議要請を行っていたところ（DS350）、2007年6月4日にパネルが設置され、2008年10月にパネル報告書が配布された。パネルは、EUの主張の一部を認め、a) ゼロイングが適用された4件の初回調査、b) ゼロイングが適用された29件の定期見直し、c) ゼロイングが適用された過去の調査に依拠した8件のサンセット・レビューについて協定違反を認定したが、d) 18件のAD税の継続的な適用、e) ゼロイング使用の証拠が不十分とされた7件の定期見直しについては協定違反を認定しなかった。同年11月にEU及び米国が上訴し、2009年2月に配布された報告書において、上級委員会は、a)

定期見直しにおけるゼロイングの適用について協定違反としたパネル判断を支持したことに加え、b) 特定のAD税賦課命令に基づく一連の手続におけるゼロイングの継続的使用について、パネルの審理対象たる「措置」に当たると認定し、さらに、c) 証拠不十分との判断についてはパネルの客観的評価義務違反を認定し、それぞれパネル判断を覆した上で対象措置について協定違反を認定した。DSB勧告の履行期限は同年12月19日に設定されたところ、米・EU両国は2010年1月、まず履行確認手続において米国による履行措置の有無等を決定する旨のシークエンス合意をWTOに通報した。

これら2つの案件について、米国とEUは、2012年2月6日、我が国と同様に、紛争の解決に向けた覚書について合意に至った。

②WTO・ルール交渉

我が国は2006年4月、WTO・ルール交渉（ドーハ開発アジェンダに基づくラウンド交渉のルール部分）において、当初調査及び定期見直しなど全面的なゼロイングの禁止を求める提案を行った。一方で米国は、2007年7月にゼロイングを全面的に容認する内容の提案を行ったが、ルール交渉では大多数の加盟国が我が国の提案を支持し、米国提案に批判が集中した。

しかし、2007年11月末に発出されたルール交渉議長テキストには、ゼロイング禁止の規律は初回調査の加重平均に基づいて定められた正常価額を加重平均に基づいて定められた輸出取引の価格と比較する方式（W－W方式）のみに限定され、初回調査の個々の正常価額と個々の輸出取引の価格を比較する方式（T－T方式）、W－T方式、定期見直しではマイナスマージンを無視できるといふ、ゼロイングを容認する規定が盛り込まれた。

このようにほぼ全面的にゼロイングを容認する議長テキストの内容は受け入れられないため、2008年1月にゼロイングに反対する中国、インド

を含む19の加盟国と協力しつつ、ゼロイングを全面的に禁止する条文提案を行い、大多数の加盟国が当該提案に賛同するとともに、議長テキストの内容は受け入れられないと主張した。

2008年12月に発出された改訂ルール議長テキストでは、ゼロイングに関する条文は盛り込まれず、各国の見解とともに項目名だけ記載された（2011年4月に発出された新議長テキストにおいても同様。）。議長テキストではいまだゼロイング禁止が明確化されていないため、引き続き交渉においてはゼロイング全面禁止の明確化を主張していく必要がある。

<参考>

ゼロイングについては、初回調査及び定期見直しを含むAD手続全体を通じてAD協定違反であることが上級委員会により認定されているが、輸出価格の態様が購入者、地域、時期によって著しく異なっている場合（ターゲット・ダンピング）のダンピング・マージンの算出の際には、ゼロイング手法を用いることが違反であるかどうか明示的な認定がされていない。このため、調査当局の裁量によって恣意的にターゲット・ダンピングの認定を行い、ゼロイング手法が濫用されるおそれがある。

なお、米国は2007年9月、韓国光沢紙ケースにおいて、初めてターゲット・ダンピングの計算方法を用いて決定を行った（ただし、ダンピング・マージンは僅少（デミニマス）となり、結果的に措置は課されず）。更に10月には、ターゲット・ダンピングの認定のための閾値、テスト、ガイドライン等について、パブリックコメントを行い、2008年5月には詳細なターゲット・ダンピングの認定要件、具体的な計算方法を示したパブリックコメントを行った。しかしその後、ターゲット・ダンピングの申し立て、認定がほとんどないため、2008年12月のパブリックコメントを経て、当該規定を削除した。



ゼロイングー米国が商務省規則改正に至った背景

米国がWTOからゼロイング制度を撤廃するよう勧告されたのは2007年1月であり、その勧告履行期限は同年12月であった。しかしながら、米国にとってアンチ・ダンピング制度は自国産業を保護するための手段として政治的に極めて重要なものであり、その税率の引下げを意味するゼロイング制度の撤廃は、WTO勧告を受けてもなお容易に履行できるものではなく、履行期限が経過しても米国が是正することはなかった。では、なぜ米国は2010年10月にゼロイング制度廃止に向けた商務省規則の改正を提案し、2012年2月に改正を発効させたのであろうか。

まず、指摘しなければならないのは、日本及びEUによる多額の対抗措置（対米関税の引上げ）発動が目捷の間に迫ってきたことである。日本は総額2億6500万ドル、EUは総額3億1100万ドルの対抗措置を申請しており、2010年中にはいずれについても仲裁人により対抗措置額が決定される予定であった。米国は、2010年の時点で日EUからの対米関税の引上げを受け入れるか、ゼロイングを撤廃するかを選択を迫られる状況にあった。

また、日EUの各紛争において、上級委員会がゼロイング制度のAD協定違反を明確にかつ繰り返し示したことも大きかった。上級委員会が明確な論理を示したことで、米国のAD措置に苦しむ他の加盟国もWTO紛争処理手続に持ち込めば同様に当該措置を違反とし是正を求めるWTO勧告を確実に得られることが明白となった。そもそも、ゼロイング制度はドーハ・ラウンドにおいて日本を含む20ヵ国が廃止を明確にするよう提案しており、世界的にもゼロイングを廃止すべきとの声は強かった。そのような中で、メキシコ、ブラジル、ベトナムが日EUに続いてゼロイングを適用したAD措置の是正を求めて協議要請を行い、その後、いずれも具体的なAD措置の是正に加え、ゼロイングの撤廃をも求めるWTO勧告を勝ち取った。また、2010年12月に改正案を公表した後も、2011年にも韓国及び中国がWTO協定に基づく協議要請しており、ゼロイン

グ撤廃を求めるWTO加盟国は増えていった。米国はゼロイングを撤廃しない限り、個別のAD調査においてゼロイングを適用する都度パネル手続に直面し、しかも必ず是正勧告を出され続けるという苦しい状況に追い込まれた。

外部的な要因としては、米国は近年、中国を中心とした新興国の不正貿易措置の是正に力を入れており、現に中国を相手とするWTO紛争が増加していることが挙げられる。新興国に対する「攻め」の紛争に積極的に取り組むべきとの姿勢は、オバマ大統領の貿易執行センター（ITEC）の創設に関する提案からも見て取れる。しかしながら、米国は上記のとおり複数国からゼロイングに関するWTO紛争を抱えており、「攻め」の紛争に対して十分に資源を配分できずにいたと考えられる。「攻め」の論点に注力するためにも「守り」の論点であるゼロイング紛争を包括的に解決する必要がある、そのためには個々のAD措置の税率を是正するだけでは足りず、制度そのものを改正する以外に方法はなかったといえる。

新興国の不正貿易措置に対して取り組むべきであるとの意見は米国政府内の事情のみならず、政府外にも見られた。すなわち、米国が商務使用改正案の公表とともに行ったパブリックコメントの内容を見ると、約3分の2が制度改正に賛成、3分の1が反対という結果であり、反対意見を見ても商務省規則改正に断固反対するといった強硬な意見は少なかった。また、2011年1月に提出された米国議会議員からの書簡においても、ゼロイング撤廃に対して反対意見は述べつつも、WTO勧告への履行措置は米国当局ができる限り柔軟な対応をとれるようにすべきであること、他国の不正貿易措置に対処する能力を向上させるべくゼロイングに代わる他の方法を検討することなどを求めており、ゼロイング撤廃後の「環境整備」を求める色合いの強い内容であった。

このように、米国の国内状況からすると、「新興国対策」などに取り組む姿勢を見せることができれば、ゼロイングを撤廃することは必ずしも政治的に

受け入れられない状況にはなかったといえる。米国が2010年12月に改正案を公表してから実際に規則を改正するまでに1年以上もかけて慎重に準備してきたのは、日EUとの交渉をまとめるとともに米国国内での調整にも時間を要したためと考えられる。

以上のとおり、ゼロイング制度の撤廃に向けた商務省規則の改正は、WTO紛争解決手続に基づく圧力とともに、日EUとの紛争を継続させるよりも新興国の措置に注力すべきとの流れが出来つつあったという米国国内の事情が相まって実現したものといえる。もっとも、後者についても、日本が米国に対してWTO紛争に持ち込むことがなければ、新興国との紛争に注力する前に日本との紛争を解決すべきとの流れを醸成することはできなかったであろう。

ゼロイング紛争は、撤廃・是正が国内政治上きわめて困難であり実現の望み薄と思われていた措置であっても、WTOにおいて違法認定・是正勧告を受け続けたために政府が是正を選択せざるを得なくなった事例であり、WTO紛争解決手続の利用が紛争の解決に向けた取り組みを迫るために有効な手段であることを示した。日本が今後もWTO紛争処理手続によって各国の不正貿易措置を是正させるためには、ゼロイング紛争で実行したように、WTO紛争案件は優先取組案件として一貫して重点的に対処すること、WTO勧告不履行の場合には対抗措置も辞さない態度で手続を進めていくこと、同様の問題意識を有する国々とも連携して圧力を強めていくことなどが重要であるといえよう。

(3) 日本製熱延鋼板に対するAD措置 (DS184)

<措置の概要>

米国は、1998年10月、日本製熱延鋼板に対するAD調査を開始し、1999年6月にAD税賦課を決定した。

2000年1月、我が国は、本AD調査におけるダンピング・マージンの算出方法、AD税の遡及賦課である「緊急事態」の認定方法、損害及び因果関係の認定方法、不公正な調査手続はGATT及びAD協定に違反するとして、WTO紛争解決手続に基づき米国と二国間協議を行ったが、双方の意見の一致に至らなかったため、同年3月にパネルが設置されることになった（ブラジル、カナダ、チリ、EU及び韓国が第三国参加）。

2001年2月に配布されたパネル報告書では、一部について日本の主張が認められたものの、一部については退けられた。このため、日米両国ともパネル報告書の内容を不服として、同年4月に米国が、5月には我が国が上級委員会に上訴し、同年7月に日本の主張が概ね認められた内容の上級委員会報告書が配布され、同年8月の紛争解決機関（DSB）会合において採択された。

<国際ルール上の問題点>

パネル及び上級委員会報告書で支持された我が国の主張内容は以下のとおりである。

- ① ダンピング・マージン算出において、米国商務省（DOC）が調査対象企業3社に対して「知り得た事実（FA：Facts Available）」を不当に適用し、高率のダンピング・マージンを課したことはAD協定第6.8条及び附属書に違反。
- ② DOCが調査対象企業以外の者に適用されるダンピング・マージン（all others rate）を算出する際にも、FAを不当に適用したことはAD協定第9.4条、第18.4条等に違反。
- ③ 国内価格（正常価額）の算出において、DOCが恣意的に設定した基準を基に認定した日本国内における関連者間取引を「通常の商取引」でないとして国内価格の算出から除外してダンピング・マージンを計算したことはAD協定第2.1条に違反。
- ④ 損害の認定に関して、輸入品の市場シェア及び米国鉄鋼産業の利益率の決定の際、次工程向け製品を除く市販向けの市場に「主として焦点を当てる（focus primarily）」方法で損害認定を行ったが、次工程向け製品の市場に関する分析を行わなかったことは、AD協定第3.1条及

び第3.4条に違反。

上級委員会報告書に示された勧告の内容は以下のとおりである。

- ① all others rateの算出方法を規定する米国AD法（1930年関税法第7章）の改正
- ② 国内価格（正常価額）の算出の際の日本国内における関連者間取引を「通常の商取引」でないとして除外する恣意的な基準の廃止
- ③ DOCによるAD協定整合的なダンピング・マージンの再計算
- ④ 米国国際貿易委員会（ITC）によるAD協定整合的な損害の再認定

○DSB勧告の未履行問題

上級委員会勧告の妥当な実施期間（RPT）については、2002年2月、DSBによる仲裁によって上級委員会報告書採択から15か月（2002年11月23日まで）と定められた。しかし、米国はこのRPT内に、上記②及び③については規則改正及び再計算を行ったものの、①及び④については全く履行しなかった。米国は残りの勧告を実施するためにRPTを延長したい旨我が国に要請、我が国もその要請を了承し、RPTは「米国第108議会第1セッションの終了時又は2003年末のいずれか早い時期まで」に延長された。その後、米国行政府は、2003年4月にゼーリック通商代表とエヴァンス商務長官の連名で議会に対して法案提出を求めるレターを発出するなど、法改正への働きかけを行ったものの、履行期限である2003年の米議会の会期末が近づく中で法改正の目途が立たず、期限までに履行ができずとして、2004年7月末までのRPTの再延長を要請、更にその後2005年7月末までのRPTの再々延長を申し出た。我が国としては、米国政府が既にダンピング・マージンの再計算等を行うとともに、引き続き法改正について努力を続けていることなどから、履行期限を延長して改正を引き続き求めることが適当と考え、いずれも要請に応じた。

その後、米国AD法の改正については、2005年5月19日、勧告実施のための法案（H.R.2473）が議会に提出されたものの、2005年7月末の履行期限までに成立する見通しは立っていなかった。このため、4度目の履行期限延長を行うことが検討されたが、これ以上履行期限を延長しても何ら効果が期待できないばかりか、WTO紛争解決手続の信頼性を損ないかねないため、2005年7月7日、本件DSB勧告の実施に引き続き取り組むという米国の意思を踏まえつつ、これ以上猶予期間の延長は行わず、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで合意した。なお、この合意は2005年7月20日のDSB会合において承認された。その後のDSB会合の場合でも、米国からは、勧告実施に向け努力している旨の発言があったが、日本側の累次の要請にもかかわらず、改正法案は2006年末、第109議会閉会により、審議未了のまま廃案となった。2007年1月、甘利経済産業大臣はシュワブUSTR代表に対して改めて早期履行を求め、米国政府は同月のDSB定例会合において、新議会とともに本件に取り組む旨の意思表明を行った。

現在、後述のとおり本件AD措置自体は廃止されているが、DSB勧告の未履行はWTO紛争解決制度の信頼性を損なうものであり、今後も引き続き、米国が勧告内容に沿った措置の実施を行うよう働きかけていく必要がある。

なお、現在も未履行となっている上記①に関するAD協定上の問題点は以下のとおり。

① all others rateの算出方法を規定する米国AD法の改正

AD協定では、原則個々の輸出者について個別にダンピング・マージンを算出することを定めているが、輸出者数が多い場合には、調査対象をその一部に限定し（サンプリング：第6.10条後段）、サンプル抽出されなかったその他の企業（allothers）については、サンプル企業について算出した個別ダンピング・マージンの加重平均を

超えない範囲のダンピング・マージンを適用することを認めている（all others rate：第9.4条）。しかし、サンプル企業の個別ダンピング・マージンが一部であってもFAに依拠して算出されていた場合、当該マージンを用いずに加重平均を計算しなければならないことが規定されている（第

9.4条第1文但書）。一方、米国の関税法は、サンプル企業の個別ダンピング・マージンの算出が完全にFAに依拠して算出されている場合のみ、これに基づかずにall others rateを算出するとの規定となっており、この運用はAD協定に反する（図表米－4参照）。

＜図表米－4＞ all others rateの算出例

輸出者	サンプル対象				非サンプル	
	A	B	C	D	E	F
ダンピング・マージン	10%	20%	30% (一部FA適用)	40% (完全FA適用)	all others rate	all others rate

(注) 便宜上、輸出量はすべて同じと仮定
 非サンプル企業E、Fのダンピング・マージン
 → WTO協定上は、A、Bの加重平均＝15%
 → 米国制度は、A、B、Cの加重平均＝20%

＜最近の動き＞

2010年まで引き続きDSB定例会合で米国に対して早期履行を継続的に求めたほか、日米の事務レベルでの協議や対米TPRMでも議題・質問として取り上げ、2011年にも日米経済調和对話で議題として取り上げた。

そして、2011年6月、米国は、2010年に開始されたサンセット・レビューの結果、1999年以来継続してきた日本製熱延鋼板に対するAD措置を、2010年5月26日に遡り撤廃した。

(4) 不当に長期にわたるAD措置の継続 (サンセット条項)

＜措置の概要＞

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、AD協定には新たにサンセット条項が明文化され（第11.3条）、AD課税はダンピング・損害双方についての見直しで措置の継続の必要性があると認定された場合を除き、5年間で失効（サンセット）することとされた。このウルグアイ・ラウンド合意を受け、米国のAD法にもサンセット条項が盛り込まれ、サンセット・レビューが行われることとなった。しかし、対日AD措置のうち、これまで

に措置の発動・延長後5年を経過した延べ94件中、撤廃に至った48件のほとんどは、米国の国内産業側がAD措置存続について一切関心を表明しなかったために失効したものであり、米国国際貿易委員会（ITC）によるフルレビューの結果、AD措置撤廃の判断を下したのは、わずか15件にとどまっている。また、米国商務省（DOC）が撤廃の判断を下したものは1件もなく、多くの措置が延長された結果、米国の対日AD措置のうち半数以上が10年を超えるものとなっている（図表米－5）。なお、2012年2月末時点で、10年以上継続中の対日AD措置は13件ある（図表米－6）。

＜図表米－５＞ 対日賦課品目における確定AD税賦課命令（価格約束を含む）のサンセット・レビューによる撤廃・継続状況（WTO発足後）

レビュー開始年	1999年以前				2000年以降			
結果	失効（国内産業からの関心表明無）	SR実施			失効（国内産業からの関心表明無）	SR実施		
		ITC撤廃	DOC撤廃	継続		ITC撤廃	DOC撤廃	継続
	17	9	0	17	16	6	0	29

（注1）米国はWTO協定発効前の措置についても1998年から順次サンセット・レビューを行った。

（注2）記載のデータは第2回目のレビューを含めた数である。また、一部撤廃は「継続」として数えている。（2012年2月末現在）（公正貿易センター作成資料による）

＜図表米－６＞ 10年以上にわたって措置が継続されている対日AD税賦課命令（2012年2月末現在、価格約束を含む）

発動日	対象品目	継続期間
1978年12月8日	PC鋼より線	33年間
1987年2月10日	溶接管継手	25年間
1988年8月12日	真鍮板	23年間
1989年5月15日	ボールベアリング（玉軸受）※	22年間
1991年5月10日	グレイポルトランドセメント	20年間
1995年2月21日	ステンレス棒鋼	17年間
1996年7月2日	クラッド鋼板	15年間
1998年9月15日	ステンレス線材	13年間
1999年7月27日	ステンレス薄板	12年間
2000年6月26日	大径継目無銅管	11年間
2000年6月26日	小径継目無銅管	11年間
2000年8月28日	ブリキ及びティンフリー・スチール	11年間
2001年12月6日	大径溶接ラインパイプ	10年間

（注）ボールベアリングについては2011年7月に暫定的に措置が撤廃されているが、現在行われている米国国内裁判の結果によっては措置継続となるため記載している。

＜国際ルール上の問題点＞

前述のとおり、AD協定には、サンセット・レビュー手続において継続の必要性（措置を撤廃すれば、ダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす蓋然性があること）が認められない限り、AD措置は5年で失効するように明記されているが、米国の同手続の運用実態は「原則継続・例外撤廃」となっており、原則と例外が逆転している。このため、我が国は、米国のサンセット・レビュー制度はAD協定に不整合であるとして問題視している。

実際に、米国の対日AD措置に関し、これまで

にサンセット・レビューが開始された延べ94件のうち46件について措置の継続の必要性があると決定されている（図表米－5）。

○米国の日本製表面処理鋼板AD措置サンセット・レビュー（DS244）

我が国は、AD措置は原則5年間で失効するとしたAD協定の基本原則を確認すべく、我が国鉄鋼業界の関心が高い日本製表面処理鋼板に対するサンセット・レビューに関して、2002年1月、米国に対しWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した。同年3月に米国と二国間協議を行っ

たが、双方の意見の一致に至らなかったため、同年5月にパネルが設置（ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加）され、審理が行われた。

2003年8月、パネルは我が国の主張を退け、米国の本サンセット・レビューにおいてWTO協定に不整合な決定を行ったとは認められないとの判断を行った。我が国はこのパネルの判断を不服として、同年9月に論点を絞った上で上級委員会に上訴した。同年12月、上級委員会は我が国の法的主張を一部認めたものの、結論としては、パネルの事実認定が不十分であること等から、米国の本決定がWTO協定非整合であるとまでは判断できないとした。

我が国の主張と上級委報告の論点の概要は以下のとおり。

①米商務省の内規（サンセット・ポリシー・ブルテン（SPB））自体のWTO整合性

- ・我が国は、SPBはAD協定第18.4条における行政上の手続に該当し、かつ、事実上の強行規定であるから、SPBそのものの違法性は審査対象とならないとしたパネルの判断は誤りであると主張。
- ・上級委員会は、パネルの判断を覆し、DOCの内規であるSPBそれ自体が、法的拘束力を持つか否かにかかわらず、WTO協定整合性を問えるものであると判断した。しかし、SPBの規定が、WTO協定に違反するものか否かの事実認定がパネルにおいてなされていないため、WTO整合性は判断できないとした。

②AD協定第2.4条のサンセット・レビューへの適用・ゼロイングの禁止

- ・我が国は、サンセット・レビューにおける「ダンピング」の存在の認定には、AD協定第2条の「ダンピングの決定」の基準が適用されるべきであり、DOCがAD協定第2条に不整合であるゼロイング手法を用いて計算されたダンピン

グ・マージンに基づいて、ダンピングの継続・再発の蓋然性を認定したことは、「ダンピング」の存在を認定するための証拠としてAD協定違反であると主張。

- ・上級委員会は、もしWTO協定に不整合なゼロイング手法を用いて計算されたダンピング・マージンが、サンセット・レビューでの判断根拠とされていれば、AD協定第2.4条及び第11.3条違反となると判断し、パネルの判断を覆した。しかし、上級委員会は、パネルにおいてDOCが本件で用いたダンピング・マージンの計算方法がWTO協定に非整合的なゼロイングに該当するか否か等の点についての事実が認定されていないため、結論としては、AD協定整合性を判断できないとした（なお、本論点については上記ゼロイングの項も参照）。

③サンセット・レビューにおけるダンピング判断の単位（国別又は企業別）

- ・我が国は、本件サンセット・レビューにおいて、ダンピングの認定を国ごとに行い、個別企業ごとの認定を行っていないことについてAD協定に整合的としたパネルの判断は誤りであると主張。
- ・上級委員会は、SPBそれ自体のAD協定整合性は問えないことのみを理由にしたパネルの判断は覆したものの、サンセット・レビューに関するAD協定第11.3条は企業ごとにダンピングの継続・再発の蓋然性を決定するよう義務づけていないと判断した。よって、ダンピングの継続・再発の蓋然性は国ごとに判断すべきと規定しているSPBそれ自体はAD協定に非整合的ではないと判断し、我が方の主張をしりぞけた。

④本件サンセット・レビューにおけるダンピングの継続・再発の蓋然性の判断基準

- ・我が国は、パネルが、本件サンセット・レビューにおいてAD協定が措置継続の条件とし

て掲げる将来のダンピングの継続についての調査・立証が十分に行われておりAD協定に整合的であるとした判断は誤りであると主張。

- ・上級委員会は、本件サンセット・レビューでは、DOCが合理的にダンピングの継続・再発の蓋然性を決定できる事実を有していなかったとは言えないとして、我が国の主張をしりぞけた。
- ・米国の本決定がWTO協定に非整合的であると判断できないとの上級委の結論は、大変遺憾であった。しかしながら、当該紛争において上級委が、我が国の法的主張の一部を認めたこと（①SPBもWTOで争いうること、②「ゼロイング」が初回調査以外の段階でも広く禁止されうること）は、その後のAD手続に対する規律強化に繋がったと評価できる。

＜最近の動き＞

①紛争解決手続・個別案件

WTO協定上、原則5年間で失効すべきであるにもかかわらず、米国政府が安易に措置の延長を繰り返し、不当に長期にわたってAD措置を継続していることについては、他の加盟国からも批判が強い。このため、我が国だけでなく、メキシコ、アルゼンチン等も米国のサンセット・レビューの制度及び運用が不当であり、WTO協定に整合的でないとして、紛争解決機関において争ってきた。我が国もこれらの紛争に第三国参加し、米国のサンセット・レビューのAD協定上の問題点について指摘してきた。

アルゼンチン油井管（OCTG）ケース（DS268）では、米商務省は、初回調査でダンピング・マージンが存在したことをもってAD期間中にダンピングが継続していたことを認定し、十分な事实的基礎に基づかないまま、サンセット・レビューの決定を行っていることがWTOの場でも明らかになった。

また、米国内のユーザー産業が原材料の供給不足に苦心し、AD措置の早期廃止を要望している

にもかかわらず、30年以上の長期間にわたってAD措置が継続されるケースもある。例えば、1973年12月から36年超もの間、措置が継続されていたポリクロロブレン・ゴムについては、米国内のユーザー産業から米国政府等に対し、当該AD措置の撤廃に向けた働きかけが行われていた。本製品に関しては市場構造の変化により生産が減少しており、我が国から米国への輸出はされていなかったが、米国は、本措置を撤廃すればダンピング輸出が行われるとの考えの下、長期間にわたってAD措置を継続していた。最終的には、サンセット見直しの際、米国で唯一の国内産業となった企業が当該AD措置の継続を求めなかったため、2010年8月に撤廃された。

一方、前述の表面処理鋼板については、日米の大手自動車メーカーが米国車の国際価格競争力の観点から、AD税の撤廃を共同で要望し、その結果、2007年2月、ITCは表面処理鋼板のAD措置の廃止が米国産業に損害の再発をもたらさないと判断し、措置が撤廃された。

表面処理鋼板のように、企業側の努力によりAD措置が撤廃されたケースも存在するが、米国では、世界的な需給状況、年次レビューやサンセット・レビューに対応する企業の費用対効果の視点を考慮することなく「AD税が賦課されているからこそ輸出が減少（あるいは停止）しているのであり、AD措置が撤廃されれば輸出を再開する」という前提にたって継続・撤廃の判断が行われており、AD措置が長期間継続する要因の1つとなっている。

日本政府は、米国政府との二国間対話において、不当に長期にわたるAD措置が、輸出国の産業のみならず、米国内産業にも悪影響をもたらすことを考慮に入れ、AD措置を原則5年で廃止すると定めるAD協定第11.3条を厳格に適用するとともに、WTOルールに従った適切なレビューを行うよう要求している。

2011年には、春・秋に開催されたWTO・AD委員会で長期継続措置の早期撤廃を求め、また、

日米経済調和対話において、同2月、7月の2度に亘り開催された事務レベル会合、10月の上級会合及び追加的なアドホック協議等を通じ、長期継続措置の早期撤廃について要求を行うとともに、米国と詳細な議論を行った。

②WTO・ルール交渉

米国のサンセット・レビューの制度・運用上の問題については、WTOの紛争解決手続だけではなく、WTO・AD交渉において、AD協定の文言自体を改正し、規律強化することによって解決しようとする動きもある。具体的には、2006年におけるサンセット・レビューの規律強化に関する我が国の提案（①サンセット・レビューは5年経過以前に終了し、また最初の賦課命令からX年経過後はいかなる場合でも措置を撤廃する、②ダンピングの継続・再発の判断は個別企業ごとに行う、③当局の職権でのレビューを禁止すること等）などの他、各国がサンセットに関する提案を出している。

これらを踏まえ、2007年11月に配布されたルール交渉議長テキストでは、①AD措置について当初の5年を超えて延長された場合であっても、最初の賦課の日から10年での失効、②調査開始時と同等の申請適格規定の適用、③調査当局自らサンセット・レビューを開始する職権レビューの例外化など、一定の規律強化が盛り込まれた。他方、失効後2年以内に調査当局が調査を開始した場合には、入手可能な最善の情報（best information available）に基づく暫定措置の適用による迅速な対応が可能であり、既存の措置については、継続年数にかかわらず、新協定発効日に措置が開始されたものとみなされ、その時点から更に最長10年間措置が継続されうるなどの規定も含まれていた。これに対し、2008年3月、我が国は、①AD措置は最初の賦課の日から8年で失効、②サンセット・レビューにおける調査手続の規律強化、③既存AD措置（5年以上継続しているケース）については、経過措置により適切なタ

イミングで失効すること等を提案したが、2008年12月に発出された改訂ルール議長テキストでは、サンセット・レビューに関する条文は現行のまま、各国の見解とともに項目名だけが記載されることとなった（2011年4月に発出された新議長テキストにおいても同様。）。

我が国としては、不当に長期にわたって継続されるAD措置の撤廃に向けて、引き続きAD交渉を通じたサンセット条項の規律強化に一層尽力していく必要がある。

(5) モデルマッチング

<措置の概要>

ダンピング・マージン算定の際、調査当局は、調査対象の輸出品及び輸出国内における同種の産品それぞれについて、まず各モデルを分類し、次に輸出品モデルと「同一」又は「最も類似している」輸出国内品モデルを特定する（いわゆるモデルマッチング）。このモデルマッチングに関し、米国商務省（DOC）は、説得的な理由も付さずに、日本製ボールベアリングに関するAD措置に係る2003/2004年度の定期見直しにおいて、過去14回のすべての調査において使用し特段問題の見られなかったモデルマッチング方法を変更し、最終決定を行った。

<国際ルール上の問題点>

新たなモデルマッチング方法は、日本の事業者に対して国内販売価格等に関する膨大な量のデータ提出を新たに要求し、過大な負担を与えるものである。

また、AD協定第2.4条は、輸出価格と国内価格との公平な比較（fair comparison）を規定しているが、新たなモデルマッチング方法では、「差違合計方式」という本来類似性のない製品同士の価格比較が行われ、従来の「ファミリー方式」では発生しないはずのダンピング・マージンが発生するという不当な結果が生じている。

＜最近の動き＞

2004年8月、経済産業省は、DOC宛にレターを送付し、当該モデルマッチング計算方法変更につき再考を求めた。また、同年12月に開催された日米規制改革イニシアティブ会合においても、モデルマッチングの変更に係る問題点を指摘するとともに、当該手法の変更を撤回するよう要望した。我が国関係企業からも同様に問題点を指摘し撤回を求めているが、DOCは、2005年9月に決定された2003/2004年度に係る定期見直し以降、新たなモデルマッチングを用いてダンピング・マージンを計算し、最終決定を行っている。これを受け、日本企業は米国で国内訴訟を提起し、現在係争中である。

また、日本政府は、米国政府に対し、2006年から2009年の日米規制改革イニシアティブの対米要望において、モデルマッチングの変更に係る問題点を再度指摘するとともに、変更の合理的な根拠の説明等を求めた。2010年には日米の事務レベルでの協議や対米TPRMで議題・質問として取り上げた。

そして、2011年には、日米経済調和対話において、日米政府に加えて、日本企業と米国内のユーザーが参加する対話が開催され、日米で以下の4つの論点が抽出された。

- ①新たなモデルマッチング方式（差異合計方式）のキャッピング数値基準の問題
 - ②企業側のデータ提出負担の問題
 - ③2010/2011年度の定期見直しから新たに生じることになったデータ提出負担の問題
 - ④合理的でないマッチング結果が生じている問題
- 米国からは、①については合理性を検討する用意があること、②及び③のデータ負担の問題については簡素化の可能性を追求したいとの説明があったが、④については、マッチングは適正に行われているとの立場が示された。この議論を踏まえ、今後とも必要に応じて建設的な議論を継続していくこととなった。

補助金・相殺措置

2008年農業法

＜措置の概要＞

米国では、1930年代に価格支持融資制度が導入され、更に1973年に農家の再生産を可能とする目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が設けられた。1996年4月には、1996年農業法（適用期間：1996～2002年度の7年間）が成立したことにより、それまでの生産調整を条件とした不足払い制度が廃止され、これに代わる措置として、農家に対する直接固定支払制度が導入された。

しかし、1997年以降、穀物価格の低迷等により農家が経済的に大きな影響を受け、支出額の固定された現行の農家直接固定支払いのみでは対応しきれないことから、1998年度分から2001年度分まで計4回、総額273億ドルの緊急農家支援策が実施された。

1996年農業法の失効後、新たに施行された2002年農業法（適用期間：2002～2007年度の6年間）では、基本的に1996年農業法の政策を踏襲しつつ、前述の緊急農家支援策に代わる仕組みとして価格変動対応型支払いが導入された。これは、作物ごとに目標価格を設定し、市場価格又はローンレートの高い方に直接固定支払い分を加えた額が目標価格を下回った場合にその差額を補てんする制度である（直接固定支払制度と同様、過去の作付面積等をもとに支払い）。

2002年農業法は2007年度をもって失効し、これに代わる新たな農業法として2008年農業法が2008年6月に成立した。本法の適用期間は2008～2012年度の5年間とされている。

①国内助成

2008年農業法では、基本的に2002年農業法の政策を踏襲しつつ、価格変動対応型支払いとの選択肢として、新たに平均作物収入選択プログラム

(ACRE：Average Crop Revenue Election) が導入された。

(a) 価格変動対応型支払い（2002年農業法から導入）

作物ごとに目標価格を設定し、市場価格又はローンレート（下記（c）参照）の高い方に直接固定支払い分を加えた額が目標価格を下回った場合、その差額を補填する制度である（下記直接固定支払制度と同様、過去の作付面積等をもとに支払われる）。

(b) 直接固定支払制度（拡充）

過去に小麦・コメ・とうもろこし等を作付けていた農家に対し、過去の作付作物及び作付面積に基づき、一定の方式で算出された金額が毎年度支払われる制度である。2002年農業法においては、1996年農業法から支払単価が引き上げられるとともに、大豆等が新たに対象品目に追加された

(c) 価格支持融資制度（拡充）

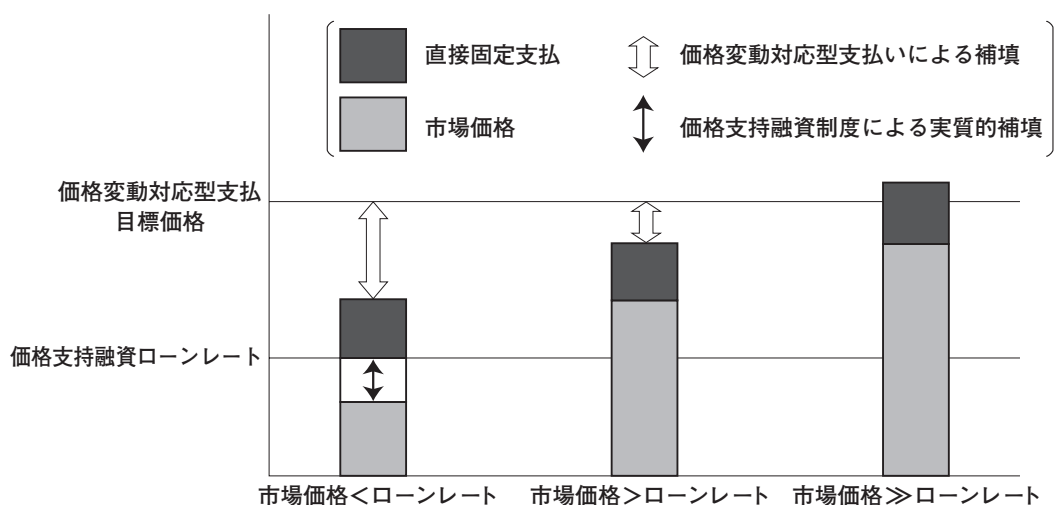
商品金融公社（CCC）から短期融資を受けて

いる農家が、融資期間中に市場価格が農務省の定める融資単価（ローンレート）を下回っている場合、市場価格で融資返済できる制度である。2002年農業法においては、1996年農業法からローンレートの見直しが行われ、大豆は引き下げ、コメは据え置き、小麦等の他の作物は引き上げられた。

(d) 平均作物収入選択プログラム（ACRE：2008年農業法から導入）

収入の減少に応じて所得を補てんするプログラムであり、州ベースの発動基準（当該作物の州の収入が州の保証額を下回る）と農家ベースの発動基準（当該作物の農場収入が農家の基準収入を下回る）の双方を満たす場合に支払いが行われる制度である。また、本プログラムを選択すると、（c）の価格支持融資制度におけるローンレートが30%引き下げられるとともに、（b）の直接固定支払いが20%削減される。

<図表米－7> 2008年農業法・国内助成の概要



- ※ ACREを選択した場合、
- ・直接固定支払を20%減額
 - ・価格支持融資ローンレートを30%引き下げ

②農産物輸出促進

1980年代に入り、EUが深刻な農産物過剰を背景に補助金付き輸出を増加させる一方で、米国はドル高や高い国内支持価格の下で競争力を失い、急速に農産物の輸出シェアを減少させていった。このような農産物輸出不振と農業不況の回復を目指して以下のような輸出促進策が講じられている。

(a) 輸出奨励計画 (EEP)

特定市場にEEP対象品目を輸出する場合に、米国政府が輸出業者に対して値引き額相当のボーナスを支給する輸出補助金制度であったが、2008年農業法において廃止された。

(b) 乳製品輸出奨励計画 (DEIP)

輸出奨励計画 (EEP) と同様の輸出補助金制度で、適用品目は粉乳、バター、チーズ等の乳製品に限定されている。2008年農業法において2012年末まで延長されている。本補助金の発動は、2004年以降停止されていたが、乳製品価格の低迷及び2009年1月のEUによる乳製品の輸出補助金再開に伴い2009年5月に再開され、2010年6月まで継続された。現在は実施されていない。(EUは、乳製品価格が改善したとして、2009年11月に措置を打ち切った。)

(c) 輸出信用保証計画

米国产農産物の輸出を促進するため、開発途上国が行う商業ベースの米国产農産物輸入のための借入金について、商品金融公社 (CCC) が信用状発行銀行に対して、債務保証を行うものである。2002年農業法の下では、90日間～3年間の融資を行う短期輸出信用保証計画 (GSM-102) 及び3～10年間の融資を行う中期輸出信用計画 (GSM-103)、米国農産物製品の輸入者に対する輸出業者の売掛金の一部の保証を行う供給者輸出信用保証計画 (SCGP) 及び新興市場における米国農産物の輸出促進を図るために輸入国での農業関連設備改善投資に対して債務保証を行う施設整備信用保証計画 (FFGP) の4種の信用保証計画が実施されていたが、これらのうちGSM-103及びSCGP

については、2004年の米伯綿花パネルの結果等を踏まえて2006年に中止された。2008年農業法では、GSM-103及びSCGPに係る条項が廃止されたとともに、GSM-102の手数料の上限が撤廃された。一方、FFGPについては2012年まで延長されている。

<国際ルール上の問題点>

①国内助成

2008年農業法では、直接固定支払いに係る受給制限の強化など、補助金削減につながる措置も一部に見られる一方で、価格支持融資制度における小麦ローンレート、価格変動対応型支払いにおける小麦及び大豆の目標価格が引き上げられるなど、貿易歪曲的国内支持の増加につながる可能性を含む見直しも同時に行われていることから、支出される国内助成の額が約束水準を超えることがないように、注視していく必要がある。

また、緑の政策である直接固定支払いの受給要件の一つに野菜・果実の作付制限が課せられていることについて、米伯綿花パネルでは緑の政策の要件に適合していないとされている。にもかかわらず、2008年農業法においても当該要件が一部地域の一部作物を除き維持されている。

②農産物輸出促進

DEIPのような輸出補助金は、UR農業合意に従って供与する全体の金額及び数量の削減約束を実施していれば、どの輸出先に補助金を付与するかは任意であり、農産物の国際価格への影響ひいてはその貿易に対する歪曲的な効果を有するなどの問題を有している。また、輸出信用保証計画の活用によって、米国の農産物は、他の輸出国との輸出競争上有利となることから、WTO農業協定上では輸出信用に関する規律の実効性は十分ではなく、輸出信用を多用する米国に有利な状況となっている。更に、本制度の下では、融資に対する返済が不履行となった場合には、CCCが債権を回収することとされており、制度的に輸出補助

金の迂回に極めて近い性格を有している。

<最近の動き>

現在のWTO農業交渉では、削減対象となる助成合計量（AMS）の削減ルールだけでなく、青の政策及びデミニミスを含む貿易歪曲の国内支持全体（OTDS）についても大幅な削減を求めるルールが議論されており、2008年12月には、米国のOTDSを70%削減とするモダリティ案（削減後水準145億ドル）が農業交渉議長から提示されている（なお、これとは別に2007年、WTO紛争処理手続においてカナダ及びブラジルが米国による農産品生産者・輸出者への補助金その他国内支持が補助金協定及び農業協定に違反するとして協議を要請（カナダは1月に（DS357）、ブラジルは7月に（DS365）協議を要請）。協議による解決が見られず、両案件を併合したパネルが同年12月に設置された。2012年1月現在、同パネルの報告書は発出待ちとなっている）。

米国の国内助成に関しては、特に2008年農業法で導入されたACREは、現行の生産量・価格に関連する「黄の政策」に分類される貿易歪曲的な助成であり、引き続き米国の国内助成水準について、注視していくことが重要である。

また、輸出向けの作物に大規模に行われる国内助成は結果として貿易歪曲的な輸出補助金的要素を有すると考えられ得るが、2008年農業法では価格変動対応型支払いにおける小麦及び大豆の目標価格が引き上げられており、国内助成だけでなく輸出補助金に対する規律の観点からも問題が大きい。

原産地規則

時計の原産地表示規則

<措置の概要>

米関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産地表示について、

ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品それぞれに原産地を表示することが要求され、かつ表示方法も詳細に定められている（刻印、タグ等）。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し簡素化を求めている。

なお、当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

原産地表示自体が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなければならないようにすることを規定したGATT第9条2項及び原産地規則協定の精神に照らし、簡素化が望まれる。

<最近の動き>

日本側の要望に対して米国は依然として上記措置を改善していないことから、日本政府は「規制緩和及び競争政策に関するイニシアティブ」の下で、2002年10月及び2003年10月に、米側に要望書を提出し簡素化を図ることを求め、その結果、2004年6月に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規則についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規則の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告がされた。その後、2005年12月及び2009年10月に行われた日米貿易フォーラムにおいても引き続き、簡素化の早期改善を要望した。また、2008年6月及び2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOにおけるTPR対米審査においても、我が国は時計の原産地表示規則の簡素化についての改善を求めた。我が国としては、今後とも米国に対して改善を求めていく所存である。

基準・認証制度

(1) 自動車ラベリング法

<措置の概要>

米国の自動車ラベリング法 (American Automobile Labeling Act) は、1992年10月に成立した「自動車に関する情報及びコスト節減法第210条」によって定められたもので、米国で販売される乗用車・軽トラックの国産比率 (米国及びカナダにおける付加価値率) 表示のラベル貼付を義務づけるものである。

具体的には、

- ①米国、カナダ製部品の調達率 (車種別)
- ②最終的に組み立てられた国、州、都市名
- ③米国、カナダ以外に15%以上の部品を調達した国がある場合は、上位2か国の国名と調達率
- ④エンジン及びトランスミッションの原産国 (付加価値50%以上若しくは最大の付加価値を占める国)

がラベルに表示されねばならない。本法律は1994年10月1日から施行され、違反した場合には1台当たり1,000ドルの罰金が課されることとされている。

<国際ルール上の問題点>

本制度の目的は、自動車価額の何%が米国、カナダ内で生産されているかを消費者に知らせ、よりよい購入の決定に役立てることと説明されているが、実際には国産品愛好を暗に働きかける一種のバイアメリカン条項とみなすことができる。本法は、米加製部品以外の使用が多い外国系メーカーや輸入者ディーラーにとって部品比率計算に伴う膨大な記録事務負担を強いることからみても、貿易に不必要な障害となっており、TBT協定第2.1条及び第2.2条違反の可能性がある。

<最近の動き>

2001年1月、米国運輸省道路交通安全局

(National Highway Traffic Safety Administration, NHTSA) は同法の運用の効果を評価した報告書を発表した。同報告書によれば、75%以上の消費者が同法によるラベルの存在を知らず、米国・カナダ製部品の比率の情報を活用している消費者は一人もいなかった。

2004年3月に、米国に進出する外国自動車メーカーで組織する国際自動車製造連盟 (AIAM) が、2004年3月、①ラベルのルールは、消費者のよりよい購入の決定に役立っていない、②消費者のラベルへの関心は低いとして、廃止が望ましい旨主張するレポートを米国議会に提出した。その後も、我が国自動車業界や他国のメーカーも含めた団体も同法の廃止を求めてきている。

我が国は、2011年の日米経済調和対話においても議題に取り上げると共に、同法の目的の達成状況・評価を確認し、消費者のニーズ・効果が明らかとなっていないのであれば同法が見直され、廃止されることを求めた。しかしながら米国は、2001年のNHTSAによる報告書以降、更なる分析・評価は行っていないと回答するに留まっている。

(2) CAFE (企業平均燃費) 規制

<措置の概要>

米国は、1975年エネルギー政策及び保存法 (Energy Policy and Conservation Act of 1975) により、自動車の製造会社及び輸入会社に対し、取扱い車の平均燃費を一定レベル以上にすることを義務づけ、違反者には罰金を課するという企業平均燃費 (CAFE: Corporate Average Fuel Economy) 規制を導入した。CAFE規制の下では、国産車と輸入車を区別して、それぞれ別個に平均燃費を計算することとされている。

<国際ルール上の問題点>

本規制については、1992年5月にEUが内国民待遇 (GATT第3条4項) に整合的でないとして米国に協議要請、更に、1993年3月にはパネル設

置を要請し、1994年9月に報告書が出された。パネルはの中で、CAFE規制の下では、燃費の悪い国産大型車を取り扱っている会社がCAFEの基準値を達成するためには、燃費の良い輸入小型車の取扱いを増やしても意味がなく、燃費の良い国産小型車の取扱いを増やして初めて効果が出る仕組みになっており、国産小型車に比べ輸入小型車を競争上不利な立場に置くなど、国産車と輸入車を別の集団として平均燃費を計算しているCAFE規制は内外の同種の産品を差別しているため、GATT第3条4項違反であり、これはGATT第20条（g）でも正当化されないとした。

ただし、最終的に本報告書は採択されず、米国はEUの通商利益に損害を与えてはいないのでCAFE規制の改正不要という立場を取っている。

＜最近の動き＞

2006年3月に小型トラックのCAFE規制強化が国家道路交通安全局（NHTSA）により行われたことに加えて、2007年12月19日に成立した新エネルギー法では、32年ぶりに乗用車のCAFE規制が強化され、2011年以降、2020年に乗用車と軽量トラックの全車種を合わせて1ガロン当たり35マイルとなるよう段階的に引き上げることとされた。2009年5月にオバマ大統領が、2012年車から16年車の乗用車と軽量トラックの新たな燃費・GHG（温室効果ガス）排出基準を策定し、16年車については燃費を1ガロン当たり35.5マイルに高めるという目標を発表したことを受け、2009年9月に基準案が発表され、パブリック・コメントを経て、2010年4月1日、2012年車から2016年車の乗用車と軽量トラックの新たな燃費・GHG排出基準が公表された。同規則では、2016年車の平均燃費基準を1ガロン当たり34.1マイルとしており、国産車と輸入車を別の集団として計算する方法も引き続き維持されている。

また、2010年5月21日、オバマ大統領の指示により、中・重量トラックに対する規制の創設及び乗用車・軽量トラックの新基準の策定の検討を

開始。

2011年7月29日、米国環境保護庁（EPA）とNHTSAは、2017～2025年を対象とした乗用車・軽量トラックについて厳格な連邦温室効果ガス・燃費基準を提案する計画を発表し、同年11月16日に共同で署名し、12月1日連邦官報に告示された。中・重量トラックに対する2014～2018年を対象とした新規制についても、同年9月に発表された。

（3）メートル法（国際単位系）の採用について

＜措置の概要＞

メートル法を基本とした国際単位系（略称SI）については、ISO等国際標準化機関における国際規格・基準の策定にあたっての基準単位として採用されている。世界各国が国際単位であるメートル法の採用を進めている中、米国は未だヤード・ポンド法の単位が一般的に使用されており、主要国の中でメートル法の採用が進んでいない唯一の国となっている。

＜国際ルール上の問題点＞

TBT協定では国際標準の採用による国際貿易の技術的障害の低減を推奨しているところ、米国においてメートル法の採用が進んでいないことは、米国向けに異なるラベルを作成する必要が発生し、その分追加費用が発生することになる等、国際貿易上の障害となっている。

＜最近の動き＞

米国はメートル条約の原加盟国であり、政府はメートル法採用に向けた「1975年メートル法転換法（Metrid Usage in Federal Government Programs）」に基づき取り組みを続けてきているが、未だにメートル法の採用は徹底されていない。

我が国は、長年に渡って日米間の様々な二国間協議の場において繰り返しメートル法採用を要望

してきた。2011年は日米経済調和对話において議題として取り上げた。

米国では50の州のうち48の州において自州が管轄する地域における包装にメートル法の単位を使用することが許可されているが、米国商務省の国立標準・技術研究所（NIST）は残る2つの州（アラバマ州、ニューヨーク州）においてもメートル法によるラベル表示の法的禁止が解禁されるよう働きかけ続けていくこととしている。

また、NISTは2009年12月に出版した2つの出版物（Voluntary Metric Labeling report、Marketplace Assessment-Metric Labeling on Packages in Retail Stores）において、商品の包装についてメートル法によるラベル表示を認めるよう法改正の提案を公表していたが、米国議会では、「連邦公正包装及び表示法」（FPLA）を改正してメートル法だけの商品表示を認めるという動きは現在もない。

より一層のメートル法の採用に向けて、今後とも働きかけを行っていく必要がある。

（4）米国リチウム電池輸送規制案

＜措置の概要＞

2010年1月11日、米国運輸省（Department of Transportation, DOT）は、航空輸送における小型リチウム電池を「非危険物」扱いとする特別規定を削除する等、国連の危険物輸送勧告（以下、国連勧告という）及び国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization, ICAO）の危険物航空安全輸送技術指針（以下、ICAO技術指針という）と整合的ではない規制案を公表し、翌月12日にTBT委員会へ通報した。この国連勧告は、国連経済社会理事会が承認した専門家で構成された国連危険物輸送専門家委員会において作成されており、ICAO加盟国が推薦した専門家により構成されるICAO危険物パネルが、当該勧告等に基づき、ICAO技術指針を改正している。国連勧告及びICAO技術指針では、リチウム電池は「危険物」として指定されているが、小

型リチウム電池は、特別規定等で定める一定の要件を満たせば、「非危険物」扱いとして輸送が可能である。国連勧告及びICAO技術指針と整合的ではない本件規制案は、米国への輸送及び米国内の物流に多大なる影響を及ぼし、コスト等に関する電池関連産業界及び米国内消費者の負担増大が懸念される。

＜国際ルール上の問題点＞

国連勧告およびICAO技術指針がTBT協定における「関連する国際規格」に該当する場合、本件規制案が国連勧告およびICAO技術指針を基礎としておらず、かつ、気候上又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等により基礎とすることが適当な場合には該当しない可能性があり、TBT協定2.4条に違反しているおそれがある。

また、本件規制案の正当な目的が、航空輸送における安全確保であると考えられるところ、安全確保に寄与しない航空輸送まで規制対象としているとすれば、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならないというTBT協定2.2条に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

我が国は、2010年2月のTBT通報に対して懸念を表すコメントを送付するとともに、同年及び2011年3、6、11月のTBT委員会において国際的な枠組みとの調和を図ることを求め、充電深度が低い安全なリチウム電池については規制対象から除外することや規制案の今後のスケジュールの確認を要望している。また、2011年に入り、米国運輸省ホームページにおいて新たな規制案を検討中との情報が公開されたところ、本件についても今後のスケジュールの明確化等を同委員会で要請している。しかしながら米国は、今後の規制策定スケジュールは未確定と回答するに留まっている。なお、当該委員会においては、EU、韓国、中国、イスラエルも同様に懸念を表明している。

TBT委員会における議論の他、2010年には米

行政管理予算局（OMB）とも直接会合を行うとともに、2011年は日米貿易フォーラム、日米経済調和对話等、二国間協議の場においても、直接米国に対して懸念を伝達している。

米国政府は最終規制案並びに新規規制案にいて、我が国をはじめ、EU、韓国、中国、イスラエルからのコメント、及び、産業界からのコメントを踏まえ、検討を重ねているところ。我が国は、日米間の様々な二国間協議の場も引き続き活用しながら今後の動向を注視していく必要がある。

サービス貿易

（1）外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）

＜措置の概要＞

米国の外国投資・国家安全保障法は、外国人（企業）による米国企業の取得・合併・買収を調査し、米国の国家安全保障を損なうおそれのある取引を停止又は中止する権限を大統領に与える法律である。

同調査は、米国外国投資委員会（CFIUS）がその実施の適否を審査し、必要があれば、調査を実施して大統領に報告を行う。大統領は、同報告を受けて、停止又は中止の決定を判断する。

＜国際ルール上の問題点＞

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。同協定は一定の要件の下で国家安全保障上の例外を認めており、本条項そのものはWTO協定違反となるものではないが、米国は、同協定に整合的に自国の投資規制措置を運用する必要がある。

＜最近の動き＞

これまで、我が国企業が米国企業買収等を行

う際、米国外国投資委員会（CFIUS）により調査が行われ、当初の計画の修正を迫られたケースがある。最近では、2006年に、東芝による米原子力プラントのウェスチングハウス社の買収に際して、同条項に基づく米国外国投資委員会の審査が行われた例がある。

旧エクソン・フロリオ条項の運用にあたっては、「国家安全保障」の概念を過度に拡張することなく、CFIUSへの通知から大統領の決定に至るまでの過程における透明性及び公平性の確保が望まれた。我が国は、従来からこの点を強く米国に要望しており、過去の「日米投資イニシアティブ」WG会合で取り上げたほか、2007年6月6日に開催された日米首脳会談にあわせて公表された「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」6年目の対話に関する両国首脳への報告書において、日本側の要望を受け、米国政府は「エクソン・フロリオ条項に対する日本国政府の懸念、とりわけ関連規則の予見可能性、すでに完了した取引の法的安定性及び適正な手続の確保に関する懸念を認識」、「同条項の運用にあたっては、日本国政府の懸念に配慮する」とした。

その後、2007年7月に旧エクソン・フロリオ条項の改正法が成立（外国投資・国家安全保障法）。審査基準の見直し（基幹インフラや基幹技術への影響等を追加）や議会監視の強化（個別案件の審査結果を議会に通知）等が図られた。2010年のCFIUSから議会への報告書によると、2010年中にCFIUSから93の通知が出され、我が国企業が関与したケースが7件あるとされている（93件中、35件に関し審査と調査が行われたとされている。）2010年、東芝と米国バブcock・ウィルcockス社による、米国最大のウラン濃縮会社・ユーゼック社の共同出資に際し、出資契約締結後、米国原子力規制委員会、CIFUSの審査が行われた。両審査完了後、出資が行われた。今後とも同法が米国への投資に影響を及ぼすことがないように、注視が必要である。

(参考)「外国投資・国家安全保障法」に基づくCFIUSの審査等の実施状況

対象取引、取り下げ、大統領の決定の件数 (2008～2010年)						
対象年	通知件数		審査期間中の 通知取り下げ 件数	調査件数	調査中の通知 取り下げ件数	大統領決定数
		うち日本から の投資対象				
2008年	155	8	18	23	5	0
2009年	65	4	5	25	2	0
2010年	93	7	6	35	6	0
合計	313	19	29	93	13	0

日本の通知対象取引態様別件数 (2008～2010年)				
製造業	鉱業、公共事業、建設業	卸売	情報	合計
4	6	1	8	19

(『CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS (public/unclassified version)』より、経済産業省作成)

(2) 金融分野の外資企業の参入規制

<措置の概要>

米国においては、金融に関して州ごとに規制が異なっており、幾つかの州では、外国銀行の支店及び代理店の設立が禁じられている。すべての形態（支店、代理店、代表事務所等）での進出を認めているのは50州中マサチューセッツ、ミシガン、ニューヨーク等一部の州に過ぎない。

保険業務に関しては、米国では保険会社の年金業務などを規制している連邦法はあるが、保険事業は、各州ごとの保険法により各州の保険庁が監督規制しており、連邦レベルでの監督官庁は存在していない。

また、再保険についても、ほとんどの州で外国保険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、外国保険会社に対し、担保として責任額の100%に相当する額の信託勘定を米国内に置くこと、又は米国の出再保険会社に信用状を提出することを要求している。これは、米国における再保険ビジネスにおいて、外国保険会社に対して不当に過大なコストを課すものとなっている。

米国はWTO金融サービスの約束において極め

て多くの適用留保事項を残しており、これを改善する動きも大きくない。更に一部の州では、州内保険事業者の免許が無期限であるのに対し外国事業者には毎年の更新を義務づける法律など、WTOで留保を行っていない外国企業差別条項がなお存在している。

<国際ルール上の問題点>

米国は、WTO約束上適用留保とされていない外国企業差別条項を早急に改善することが求められるとともに、金融サービス自由化の観点から、参入を困難とする規制を迅速に撤廃・改善することが求められる。また、留保が置かれていても、再保険市場という極めて国際化が進む市場において、このような厳しい担保要件を課しているのは先進国において米国のみであり、早急な撤廃・緩和が期待される。

<最近の動き>

一部の州においては外国企業の参入を困難にするような規制を改善する動きも見られる。また、1999年11月にはグラム・リーチ・ブライリー法が成立し、銀行・証券・保険の相互参入が金融持

株会社に認められるようになった。保険業務については引き続き各州の保険当局が規制監督することとされているが、同法に免許資格の統一等をめざす措置が導入されたことは評価できる。更に、米国保険協会（AIA）の提案等米国内からの動きもあり、州ごとに規則が異なることの不利益を改めるため、連邦議会（上下両院）においても2006年以来、保険分野における「選択式連邦監督制度」（Optional Federal Charter）の導入に向けた法案が提出され、議論が進められている。また、2010年7月にドッド・フランク法が成立し、同法に基づき財務省内に連邦保険局（Federal Insurance Office）が設置された（ただし、連邦保険局は監督・規制権限を有しておらず、州別の監督体制は維持されている）。

州ごとの規制の統一化に向けた動きは、外国保険業者にとっても望ましい動きであり、進展が期待される。

再保険の問題については、フロリダ州やニューヨーク州、ニュージャージー州、インディアナ州において、関連規制の下で一定の要件を満たしている保険会社について、再保険引受けに要求される担保を減額する新しい規則が制定された。また、全米保険監督当局協会（NAIC）は、2011年11月に再保険に関するモデル法・モデル規則を改正しており、同法・規則が各州で導入されれば、再保険引受けに際して外国保険会社に対して求められる担保が減額され、米国における州による規制の近代化につながる。

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。2011年2月から2012年1月までの期間に開催された二国間協議「日米経済調和対話」においても引き続き要望している。

（3）電気通信分野の外資企業の参入規制 ＜措置の概要＞

1998年2月に発効した外資参入に関する連邦通信委員会（FCC）新規則では、①無線局を用い

る電気通信事業に対しては直接投資に関する外資規制が存在している、②事業者への認証及び無線局免許に関する審査基準のうち「公共の利益」及び「競争に対する非常に高い危険」の具体的な基準が明確でなく、FCCに広範な裁量権が与えられている、③「公共の利益」の要素として「外交政策や通商上の懸念」が挙げられており、申請内容と関係ない事項を理由とした認証拒否が可能である等、外国企業が参入するにあたり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業子会社への認証の遅延等の問題があった。

また、米国の電気通信市場における実質的な外資参入規制となっているものの1つとして、州レベルの規制が挙げられる。米国では、連邦機関において決定される通信に関する各種規制の運用の多くが各州の判断に委ねられているが、州レベルでの運用の違いが広域通信事業の障害となる場合がある。全米レベルでの通信に関する規制やその改正を州レベルで運用する際には、州間で統一又は調和された形で行われることを確保し、事業者の広域事業の円滑な運営が保たれることが望ましい。

2003年8月21日にFCCの接続ルール改定（3年ごとの見直し）の最終決定がなされたところであるが、多くのネットワーク要素について、アンバンドル義務の有無を判断し、同一義務を適用する地域を決定する実質的権限を州が有している。このような州の権限により、当接続ルールの実際の適用が遅れ、また、制度の運用が異なる細分化された市場が生じることにより、事業者に過度の負担と非効率が生じることが懸念される。特に、州の判断基準が不明確であるため、サービス提供者の予見可能性が確保されていないという問題もある。FCCが統一ルールの州ごとの運用について、統一性、効率性、及び迅速性の確保に注力することが望まれる。

＜国際ルール上の問題点＞

上記の措置は、サービス協定上の約束に反しな

い限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化が行われることが望まれる。

＜最近の動き＞

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。2011年から開催している「日米経済調和対話」においても外国通信事業者に対してのみ課せられる参入障壁の見直しを引き続き要望している。

（4）海運分野の外資企業の参入規制

＜措置の概要＞

米国は、自国の海運業に対して、下記のような政府関係貨物の留保等の保護措置を維持している。その結果、海運業の競争力回復のための自助努力がかえって妨げられているとの指摘もされている。また、海運分野におけるウルグアイ・ラウンド継続交渉の失敗の一因は係る米国の保護的な市場に起因する米国の消極的な交渉態度にあった。具体的な保護措置としては、以下のものが挙げられる。

① 1920年商船法（いわゆるジョーンズアクト）

（GATTとの関係は、本章「内国民待遇」参照）米国の海上輸送に不利益を及ぼす外国政府の差別的行為に対し、米国連邦海事委員会（FMC）に報復措置を認めている。

1997年9月4日、FMCは、同法に基づき、日本の港湾における事前協議制度が、米国海運会社に不利益を及ぼしているとして、米国に寄港する日本船社3社に対して米国の港に寄港するごとに10万ドルの課徴金を賦課することを内容とする制裁措置を実施した。更に、同年10月16日には、邦船社が9月分の課徴金を支払わない場合は日本船の入出港の差止め等を行うことを発表したため、同月27日、邦船3社は、9月分の課徴金としてFMCに150万ドルを納付することを余儀なく

された。FMCは、事前協議制度改善について関係者間の合意が得られたこと、日米両国政府間で書簡の往復が行われたことを受けて、同年11月13日制裁措置を無期限に停止した。同措置はまた、相手国船舶に対する内国民待遇及び最恵国待遇を保証した日米友好通商航海条約に違反することから、我が国はその完全撤回を求めて1998年1月より同条約に基づく協議を開始した。

1999年5月28日にFMCは当該制裁措置を撤回したものの、我が国の主張を認めたわけではなく、引き続き我が国の港湾慣行等をめぐって内外の海運企業に報告を求めていた。我が国の港湾運送事業法改正（2000年11月施行）にもかかわらず、日本の港湾慣行は依然閉鎖的で改善が見られないとし、FMCは、2001年8月に新たに情報提供を求める項目と対象となる船社の範囲を拡大する命令を出した。この命令は、直接日本船社に対して日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが適当と考えられる範囲を逸脱するものであり、船社にとっては不当かつ過大な負担となった。

2011年1月26日にFMCは、日本の港湾慣行に改善が見られたため、日本の港湾慣行に係る状況についての定期的な報告命令を停止することが効率的と判断するに至り、上記報告命令を停止した。

② アラスカ原油輸出解禁法

1995年11月に成立したアラスカ原油輸出解禁法は、アラスカ原油の輸出は乗組員が米国人である米国籍船を使用することを義務づけており、交渉期間中は新たな措置を導入しないことを定めたWTOの閣僚決定に違反しているとして、各国から非難を浴びている。

③ 新運航補助制度

米国は1937年、国家緊急時の際に徴用できる自国商船隊の整備を目的として、主要外国航路に就航する自国海運企業に対して外国海運企業の船

船運航費との差額を補助するための運航費差額補助制度を創設して以来、自国海運企業に対して多額の政府補助を実施してきた。これらの制度は、1998年末に終了し、最後の契約も2001年に終了したが、これに代わる「海上安全保障プログラム (Maritime Security Program)」が1996年から実施されている。

これは、一定の米国籍船を対象として毎年1億ドルの運航費補助を10年間にわたって実施するものであったが、2003年、本制度が10年間延長(2015年まで存続)されるとともに、対象隻船の拡大(47隻→60隻)、支給額の増額(1隻あたり210万ドル→2006～2008年度は260万ドル、2009～2011年度は290万ドル、～2015年度は310万ドル)等、船社に対する補助の拡大がなされた。同制度は明らかに国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲するものであり、早期の撤廃が望まれる。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、米国の海運サービスに関連する諸制度は一方的な制裁措置を含むものもあり、WTO協定に違反するものと考えられる。これらについては、速やかに改善が行われることが必要である。

また、米国は、サービス協定上海運については何ら約束をしていないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が必要である。

<最近の動き>

我が国は、これまでも、上記問題について米国政府に対し繰り返し改善要望を行ってきたところであり、2010年10月WTO貿易政策検討機関対米国審査や、2011年3月の日米経済調和对話の中でも上記措置等の撤廃改善の要望を行っている。また、我が国は、WTOドーハ・ラウンド交渉を活用し、海運サービスの自由化に向けた働きかけを行っている。

知的財産

(1) 特許制度 (ヒルマードクトリン)

従来、米国では、特許出願が米国以外での出願を基礎に優先権を主張してなされた場合、米国特許法102条における後願排除効果発生日は、第一国出願日ではなく、実際の米国出願日であることが判例上確立されていた(ヒルマードクトリン)。我が国は米国に対し、産業界への影響の大きさ、様々な国際交渉の状況等を踏まえつつ、日米経済調和对話など種々の場においてヒルマードクトリンの廃止を求めていた。

2011年9月16日に成立した改正特許法(米国発明法)では、当該ヒルマードクトリンの根拠となっていた条項が改正されたため、ヒルマードクトリンは廃止されることとなった。

<米国改正特許法の概要>

これまで、特許法改正法案は2005年に議会に提出されて以来廃案を繰り返してきたが、今回は2011年1月5日に第112議会が開会した後、1月25日に上院に法案提出、3月30日に下院に法案提出と非常に早く手続きが行われた。その後、上院と下院との間で意見の相違がみられるなど、法案成立に若干の懸念があったものの、9月16日には大統領の署名に至り、極めて迅速に法律が成立した。このように迅速に法律が成立した背景には、当該法案は超党派による法案であること、上院及び下院の司法委員長が特許法改正に非常に前向きだったこと等が挙げられる。

今回成立した改正特許法は、従来の法案と同様に(1)特許の質の向上、(2)訴訟コストの低減、(3)国際調和等を目的とし、①先願主義への移行、②行政上の特許取消手段である異議申立制度の導入、③米国特許庁自身が手続き料金を決定できる権限の付与等多岐にわたり、これにより特許の質の向上や訴訟コストの低減等が期待される。

＜ヒルマードクトリン＞

上述のように、改正特許法においては、先願主義に移行する。この移行に伴い、「有効出願日」という概念が導入されるとともに、米国特許法102条における後願排除効果発生日は「有効出願日」とされた。そして、改正特許法においては、外国出願を基礎とした優先権主張を伴う米国出願については、その基礎となる外国出願が適法になされていれば、「有効出願日」は当該外国出願の出願日とされる。これにより、外国出願を基礎とした優先権主張を伴う米国出願には、その基礎となる外国出願の出願日に遡って後願排除効が与えられることとなり、従来問題とされていたヒルマードクトリンは無くなる。なお、この先願主義への移行の施行日は2013年3月16日である。

（2）商標制度（オムニバス法第211条）

＜措置の概要＞

米国の1998年オムニバス法第211条には、キューバ政府に接収された資産に関連する商標等について、米国裁判所がキューバ国籍を有する者の権利承継者等の権利を承認し、執行することを禁止する規定が存在している。

＜国際ルール上の問題点＞

この規定は、TRIPS協定上の内国民待遇や最恵国待遇等の規定から見て問題がある。また、米国のこのような一方的な措置は、多角的貿易体制を基本とするWTOの理念と基本的に相容れないばかりでなく、貿易を歪曲するものであり、早急に改善されるべきである。

本件についてEUは、TRIPS協定に違反しているとして1999年7月に米国に二国間協議を要請した。その後のパネル報告に対し、米EUともに上級委員会に上訴したところ、2002年1月、上級委員会は、オムニバス法211条は米国人の権利承継者よりも非米国人である権利承継者に不利な待遇を与える条項があり、内国民待遇及び最恵国待遇に違反するとの判断を示した。2002年2月1日に

同委員会報告書は採択され、米国はパネルにWTOの義務を遵守する旨表明した。

＜最近の動き＞

EUと米国は、法制度改善のための合理的期間として2002年12月末を期限とする旨合意したが、米国の法制度は改善されず、数次にわたり期限延長が行われた。その後、2005年7月1日、米EU間で対抗措置を発動する権利を留保することが合意されている。しかし、既にWTOの紛争処理手続において終局的な判断が示されている以上、米国は、このような協定に整合しない制度の改善を速やかに行うべきである。なお、前第111議会（09—10年）においては、第211条の一部に修正を加えた、第110議会と同一の改正法案が両院に上程されたものの、何ら法案審議は行われず審議未了のまま廃案となった。2012年2月時点で、開会中の第112議会（11—12年）に同様の法案は提出されておらず、米国のWTO勧告の履行の取組につき引き続き注視していく必要がある。

（3）著作権制度

①ビデオゲームに係る貸与権の明確化

＜措置の概要＞

TRIPS協定第11条は、著作者に対してコンピュータ・プログラムの著作物について公衆に商業的に貸与することを許諾する権利を付与すべき旨規定している。米国著作権法第106条（3）及び第109条（b）は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権を付与しているものの、同条（b）（B）（ii）は、ゲーム専用機と一体不可分となったビデオゲームのプログラムについて、貸与権付与の対象から除外しており、ビデオゲームのプログラムについては貸与権の保護が制限されている。

＜国際ルール上の問題点＞

米国著作権法のこのような規定は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権の付与を義務

づけるTRIPS協定第11条から見て問題があるものと思われる。

＜最近の動き＞

速やかに国内著作権法を改正し、あらゆるビデオゲームのプログラムについて貸与権を付与する明確な規定を設けるよう、2007年10月の日米規制改革イニシアティブの要望書で要請したが、状況は改善されず、未だ解決に至っていない。引き続き米国の今後の対応を注視する必要がある。

②著作権の例外（著作権法第110条（5）（a））

＜措置の概要＞

米国の著作権法第110条（5）（a）は、通常使用される種類の単一の受信装置（例えばテレビ、ラジオ等）を用いた場合、同条（b）は、床面積の小さな店舗や小規模のテレビ、スピーカーのみを有する店舗の場合、著作者の公の伝達に係る権利に、一定の例外を認める旨規定している。

＜国際ルール上の問題点＞

これに対してEUは、米国の著作権法第110条（5）（a）及び同条（b）は、TRIPS協定第9条及び第13条に違反するとして、次のように主張した。

①TRIPS協定第9条1項は、ベルヌ条約第1条から第21条を準用しており、ベルヌ条約第11条においては、音楽等の著作物の著作者が公の伝達を許諾する排他的権利を享有すると規定している。ベルヌ条約のこれらの規定については例外として小留保（minor reservation）の範囲内で著作権を制限することが慣習的に許容されているが、米国著作権法の規定は、この小留保を含むベルヌ条約のいかなる例外にも合致しない。

②TRIPS協定第13条は「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」には、著作者の排他的権利を制限できる旨規定しているが、米国著作権法

の規定は、この例外に合致しない。

EUの申立てにより1999年5月にパネルが設置され（我が国を始めとして豪州、カナダ、スイスが第三国参加した）、パネルは2000年6月15日、①著作権法第110条（5）（a）は、ベルヌ条約の小留保に該当し、TRIPS協定第13条の正当な例外にも該当するものであって、協定整合的であるとしつつ、②同条（b）は、TRIPS協定の定める正当な例外に該当するものとは言えないとし、米国のTRIPS協定の義務履行違反を認め、TRIPS協定に整合的な措置をとることを勧告する報告書を提出した。

＜最近の動き＞

2001年1月、同年7月までにパネル勧告を実施すべきとの仲裁がなされた。その後、米国は法改正に至らなかったため、賠償や対抗措置を巡る仲裁が行われ、2003年6月に米国がEUに330万ドルの財政援助をする形で賠償するとの暫定的合意に達したが、合意期限の2004年12月21日までに状況は改善されず、未だ法改正に至っていない。パネル勧告の実効性にも関わる問題であり、引き続き注視する必要がある。

③保護を受ける実演の対象の拡大

＜措置の概要＞

米国著作権法1101条は、固定されていない実演の保護の対象は、生の音楽実演の音声若しくは音声及び映像（the sounds or sounds and images of a live musical performance）に限定されており、生の音楽実演以外の生実演については保護が及んでいない。このため、生の音楽実演以外の生実演、例えば、我が国の実演家が米国で落語や演劇の実演を行った場合等には、当該実演は米国における著作権法の保護対象とならない。

＜国際ルール上の問題点＞

TRIPS協定第14条は、保護の対象となる生の実演を音楽実演（musical performance）に限定

していないので、米国著作権法1101条の規定は、TRIPS協定整合性について疑義がある。

<最近の動き>

今後、我が国の実演家の実演の流通が増加すると考えられるところ、我が国実演家の権利の米国における適正な保護を図る観点から、米国著作権法における実演の保護対象を視聴覚的実演全体に拡大し、更に、実演家に係る諸権利を著作隣接権としてその保護を強化することを2008年10月の日米規制改革イニシアティブの要望書で要望している。

(4) 関税法第337条

<措置の概要>

1930年米国関税法第337条は、輸入における不正措置によって米国に確立している産業に損害が生ずる場合（特許権、商標権、著作権、半導体回路配置侵害事件については、1988年包括通商競争力法による改正により、損害要件は不要となった）に、不正輸入慣行に係る外国からの輸入品を排除したり、不正慣行の差止めを命ずるものであり、知的財産侵害のケースに最も頻繁に用いられてきた（図表米－8参照）。

<図表米－8> 関税法第337条による調査開始件数の推移

発動日	調査開始件数
1990年	13（0）
1991年	11（3）
1992年	13（2）
1993年	17（3）
1994年	6（1）
1995年	11（2）
1996年	13（3）
1997年	13（2）
1998年	11（3）
1999年	9（2）
2000年	17（5）
2001年	24（5）
2002年	17（2）
2003年	18（2）
2004年	26（4）
2005年	29（3）
2006年	33（2）
2007年	35（5）
2008年	41（7）
2009年	31（9）
2010年	56（9）
2011年	69（19）

（ ）は日本企業を対象に含むもの

<国際ルール上の問題点>

特許等の知的財産権を侵害する商品の輸入を排除すること自体は、GATT第20条（d）により一定の制約の下に認められているが、関税法第337条の手続はGATT第3条4項の内国民待遇規定に違反し、その違反はGATT第20条（d）の例外として正当化できないとのパネル報告が、1989年11月、GATT理事会で採択されている。米国は、このようなGATT違反であるとする明白かつ断定的な報告後も従前の手続を維持し、本条項に基づき頻繁に調査を行ったため、我が国は、これを極めて問題であるとして、GATT理事会等の場で改善を求めてきたところである。

<最近の動き>

1994年12月成立のウルグアイ・ラウンド実施法による改正により、パネルで指摘された問題点は概ね改善されたものと考えられ、これはウルグ

アイ・ラウンド交渉の成果と考えられる。もっとも、最終救済までの期間制限については撤廃されたが、ITC調査開始から45日以内に最終決定のための目標日を定めることとしており、その運用において輸入産品に対し差別的な取り扱いがなされるおそれがある。また、この措置について、2000年1月12日、EUから二国間協議要請が提出されており、我が国としても本措置の動向に引き続き十分に注視していく必要がある。

政府調達

バイ・アメリカン関連法令

<措置の概要>

①連邦レベルでのバイ・アメリカン

(a) 連邦バイ・アメリカン法

連邦バイ・アメリカンの基本法である1933年バイ・アメリカン法は、原則として、連邦政府が物資の購入契約又は公共建設の委託契約を締結する場合に、米国製品の購入又は米国製資材の使用を連邦政府に義務づけるものである（「米国製品」、「米国資材」とは、米国産品の比率が50%以上であるものを言う。また、米国製であるか否かは生産地によって判断され、生産者及びその所有者の国籍は無関係である）。ただし、公共の利益に反する場合、米国製品価格が外国製品より6%以上高く当該米国製品を調達することが「不合理」とされる場合、当該製品が米国内で入手不可能な場合等は、上記バイ・アメリカン法の適用除外となると規定している。

バイ・アメリカン法は、手続的な透明性は確保されているものの、明示的な内外差別の規定を設けており、連邦政府の調達の基本政策として、国産品優先の原則を掲げるものである。

バイ・アメリカン法は、1979年通商協定法により、旧政府調達協定加入国に対しては内国民待遇が供与されるよう修正されたほか、手続の透明性の確保等の面でも協定との整合性が確保され、

更にウルグアイ・ラウンド実施法により、大統領は、i) 新政府調達協定参加国であり、ii) 米国産品、米国企業に適切な相互主義的調達機会を付与している国に対しては、バイ・アメリカン法の適用を控えることができる旨の修正規定が設けられている。しかし、協定未加入国及び協定非対象分野においては、基本的に変更されていない。

2009年12月には、1933年バイ・アメリカン法における米国産品の調達義務免除のための要件を厳格化する規定を含むバイ・アメリカン改善法案（H.R.4351）が上下院に提出されたが、成立しなかった。

以上の連邦レベルでの総則的なバイ・アメリカン法に加えて、次の個別法令にも米国製品を優遇する規定やバイ・アメリカン法の実施を確保するための規定が存在する。

(b) 連邦政府機関の予算関連法

連邦政府機関の予算は、一般にそれぞれ個別の予算充当法により歳出権限額が規定されているが、それらにおいては外国製品及びサービスの政府調達を制限する条項が散見される。例えば、2007年度の予算関連法である国防省の国防歳出法（Public Law 109-289）は、同法に割り当てられた予算は、支出内容がバイ・アメリカン法の規定に沿う場合のみ国防省が利用することができる」と規定するとともに、予算を利用して物品を購入する場合、米国産の製品が価格・性能面で優位であり、入手が容易である場合、国防省は米国産の製品を購入するよう求めている（SEC. 8036）（一方で、同法は米国と国防物資の調達覚書を取り交わした国については、特定の製品についてバイ・アメリカン法の適用を免除している）。更に、国土安全保障省の国土安全保障歳出法（Public Law 109-295）は、「同法に基づく支出は、いかなるものであってもバイ・アメリカン法に違反する形でなされてはならない」（SEC. 512）との規定を置いている。また、国防歳出法案（Public Law 110-116）の8026条には、国防総省が管理す

る施設や設備においてカーボン・合金・鋼板を調達する際には、米国・カナダで溶解し巻かれた製品のみに限定すると規定しており、8029条にはバイ・アメリカン法適用除外の細則が書かれている。

2009年7月に下院に提案されたエネルギー・水関連歳出法案(H.R.3183)には、「同歳出に基づく乗用車の調達先はフォード、GM、クライスラーに限定する」旨の条項が含まれていたが、成立に際して同条項は削除された。

2010年末に上下院で可決され、成立した2011年国防省予算法(Public Law 111-383)にはソーラーパネルの調達に関してバイ・アメリカン法の適用を厳格化する規定が盛り込まれ、政府調達協定(GPA)加盟国以外から国防省への販売を規制している。

(c) 安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法(The Safe, Accountable, Flexible, Efficient Transportation Equity Act)

本法においては、以下の2種類のバイ・アメリカンの規律が規定されている。

- ・連邦輸送局に関連するバイ・アメリカン規律
連邦輸送局(Federal Transit Administration)から鉄道車両を含む大量輸送機器の購入のための連邦資金を受ける上での条件として、その調達において、米国製の鉄鋼、その他の製品のみを対象とすべき旨規定。加えて、調達する車両・鉄道車両の全部品コスト中、国産部品コストの占める割合が60%以上であること(台車、モーター、ブレーキ、エアコン、ドア、いすなどの全部品について、車両製造業者が下請け業者から購入する部品代金と、車両製造業者自身の製造コストの合計の6割以上が米国製部品のコストであることが必要)、車両の最終組立は米国内で行うこと等を規定。
- ・連邦高速道路局に関連するバイ・アメリカン規律
連 邦 高 速 道 路 局 (Federal Highway

Administration) から、高速道路計画のための連邦資金を受ける上での条件として、その調達において、米国で生産された鉄鋼のみを対象とすべき旨規定している。

(注) 本法は、1998年に1991年複合陸上運輸効率法(Intermodal Surface Transportation Efficiency Act of 1991)を受け継いで成立した21世紀運輸公正法(The Transportation Equity Act for the 21st Century)を更に受け継ぐ法令として、2005年8月に成立。調達関連条項に関しては、基本的に変更はない模様。

(d) 鉄道旅客サービス法(Rail Passenger Service Act)

連連邦政府予算から補助を得ている鉄道会社アムトラック(Amtrak)が、100万ドル以上の産品を購入する場合には、原則として米国製品を購入することを義務づけている。

(e) 米国再生・再投資法

2009年2月17日に成立した米国再生・再投資法には、同法に基づく公共建築物の建設・改築、修復やその他の公共事業等に米国製の鉄鋼製品(all of the iron and steel)の使用に加え、公共事業で使う製品(manufactured goods)にも米国製使用を義務付ける「バイ・アメリカン条項」が含まれている。ただし、公共の利益に反する場合、米国内で量・品質において十分な製品が生産されていない場合、米国製の使用によりプロジェクトの総コストが25%以上上昇する場合は、適用除外となると規定している。

また、同法は、同法に基づく国土安全保障省による衣料品・テント等の繊維製品(国家の安全保障に直接関係するもの)の調達についても、米国製使用を義務付けており、一定の条件に合う製品がない場合等は適用除外となると規定している。

ただし、いずれの条項にも「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」との文言が入っている。2009年5月には、

バイ・アメリカン条項の運用に関する連邦調達規則が、また、6月にはOMB（行政管理予算局）ガイダンスが公表されたものの、いずれも暫定規則であり、最終版は公表されていない。

なお、2009年12月に下院を通過した雇用対策法案（H.R.2847）には、米国再生・再投資法のバイ・アメリカン条項（「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」との部分を含む）を、同法案に基づく歳出に適用する旨の規定がおかれている。

②地方レベルでの政府調達上の問題点（バイ・アメリカン、バイ・ステイト等）

州レベルの調達について、多くの州やその他の地方政府レベルにおいては、依然として州内の企業の優遇を明文で規定する法令や制度を維持している。

1999年8月にカリフォルニア州では、州政府の資金が用いられる5万ドル以上の公共工事において米国産品又はカリフォルニア州産品を提供する者との契約を義務づける法案が審議され、州議会を通過した。この法案は、同年9月に州知事が拒否権を発動したため、最終的には成立しなかったが、カリフォルニア州は、政府調達協定の適用を受ける地方政府機関であることから、調達産品について内国民待遇を約束している政府調達協定に違反する可能性もあり得た事例である。更に、2000年9月、カリフォルニア州議会において成立した法律（SB 1888）においては、強制労働・囚人労働・小児虐待労働等によって生産された外国の資材・商品・サービスについて州政府調達から排除することを目的として、納入事業者に対して強制労働等により製品が生産されていないことについての挙証責任を課すものである。同様に、イリノイ州においても、州政府との契約において供給された外国製の製品が、幼児労働により製造されたものでないことを明記する旨の規則が運用されている。これらの法令についても、対象調達額等によっては、政府調達協定に違反する可能性が

あり、今後の動向を注視していく必要がある。

＜国際ルール上の問題点＞

連邦レベルでのバイ・アメリカン制度は、原則的に政府調達協定非加盟国や協定適用範囲外の調達を対象としているため、協定に抵触しない可能性が高い。しかし、本制度が自由な貿易取引に与える影響は小さくないため、政府調達の適用範囲拡大交渉等において、外国製品に対する差別的取扱いの撤廃を求めていく必要がある。

米国再生・再投資法に含まれるバイ・アメリカン条項については、「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」と定められているとおり、同法の運用に当たっては、政府調達協定との整合性を保つ観点からしかるべき対応がなされるものと考えており、今後、国際約束の下での義務や保護主義への対抗という国際的な取組との関係で、米国が責任のある対応をとるよう、同法の運用を注視していく考えである。

また、州レベルでのバイ・アメリカン法令については、政府調達協定において対象となる州は現在のところ37州に限られ、残りの州等に協定の効力は及ばないものの、米国の政府調達の約50%を占めると言われる州等の政府調達が貿易に与える影響は、連邦の政府調達に優るとも劣らない。したがって、これら協定の対象外となっている州の政府調達の運用及びそれが与える貿易上の影響についても継続的に注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

我が国は、2001年から始まった日米規制改革イニシアティブにおいて、米国政府に対し、連邦・州政府におけるバイ・アメリカン制度を見直し、米国企業と外国企業に平等な事業機会を確保するよう繰り返し要望してきた。2008年10月に米国へ提出した日本国政府の要望事項には、「安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法」

の見直しについて掲載している。米国再生・再投資法については、バイ・アメリカン条項は「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」とされているが、2009年2月及び5月のWTO政府調達委員会において同法の運用を注視していく旨表明するとともに、同年春、日米規制改革イニシアティブにおいて、政府調達における内外無差別の原則の徹底や、本件を含む保護主義的措置の見直しについて指摘を行った。また、同年5月及び6月には、バイ・アメリカン条項の運用に関する連邦調達規則及びOMBガイダンスに対するパブリックコメントを提出し、より内外差別的でない運用を担保する内容とすることや、今後、他の法令に新たにバイ・アメリカン条項が導入されることがないように要求した。その後も、我が国は対米TPRMで本件を議題・質問として取り上げるなどして、引き続きバイ・アメリカン条項の運用を注視している。

一方的措置・域外適用

1. 米国通商法301条関連

米国は、従来から外国の不正な貿易政策・慣行等に対する制裁措置の根拠規定として、1974年通商法301条を有していたが、1988年包括通商競争力法では、同条項を改正し、制裁措置をより簡単に採用できるようにするとともに、行政当局の裁量の幅を一層狭めた手続を導入し（スーパー301条）、かつ一定の分野に関して、より迅速な特別手続を新設した（知的財産に関するスペシャル301条）。また、電気通信貿易分野での制裁措置に関し、電気通信条項（1988年包括通商競争力法第1371～1382条、「1988年電気通信貿易法」）を設けるとともに、政府調達分野において従来のバイ・アメリカン法を改正し、政府調達に関する差別的取扱いに対する制裁措置の手続を新たに規定した。更に、1994年のウルグアイ・ラウンド実施法で、スーパー301条は1995年限りの時限立

法として法律化された（1995年9月に同条を2年間延長する大統領行政命令が発出されたが、現在、同条は失効状態にある）。

以下、各条項ごとにその具体的な内容及び最近の動向について概観する。

(1) 1974年通商法301条（1988年包括通商競争力法第1301条による修正後の手続）及びその他の関連条項

<措置の概要>

1974年通商法301条及びその他の関連条項は、外国の通商協定違反及び不当な慣行、不合理な慣行、差別的な慣行を対象として、調査に基づき、一定の措置を講じる権限をUSTRに対して与えている。

1988年の修正により、従来は大統領の権限であったクロ認定及び制裁措置発動の決定権限がUSTRに委譲されたため、他の政治問題から切り離して制裁措置を発動することが容易になった。また、制裁措置の発動が義務とされるカテゴリーが設けられ、USTRの裁量も狭められた。

更に、1994年のウルグアイ・ラウンド実施法による修正により、とり得る制裁措置の範囲及びその内容が、「モノ及びサービスの貿易、又は当該外国との関係におけるその他の分野において、大統領の権限の範囲内のいかなる措置」と規定されるとともに、発動要件の1つとしての「不合理な行為、政策及び慣行」について解釈規定が追加され、知的財産権侵害行為及び競争制限的行為に対する発動の要件が補充された。これにより、同条項の問題点が更に明確化された感がある。

〔調査手続〕

USTRは、(i) 利害関係者の提訴又は職権により当該行為についての調査を開始し、(ii) 調査開始と同時に当該対象国とGATT等の国際規範に規定された協議を行い、(iii) 調査開始後一定の期間内（通商協定違反の場合は紛争解決手続終了

時点から30日又は調査開始から18か月のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から12か月以内)に制裁措置の対象となる行為の存否及び採るべき措置の内容を決定し、(iv) 措置の決定後原則として30日以内(180日の延期可能)に同措置を実施する。

〔制裁措置の理由〕

1) 制裁措置の発動が義務的とされる場合(301条(a))

外国政府の措置や政策が、GATTその他の通商協定に違反し、米国の利益が否定されている場合、又は米国の商業に負担若しくは制限となるような不正な(unjustifiable)ものである場合、USTRは、原則として措置を発動しなければならない。

2) 制裁措置の発動が裁量的とされる場合(301条(b))

外国政府の措置や政策が不合理(unreasonable)又は差別的(discriminatory)なものであって、かつ米国の商業に負担又は制限となる場合には、USTRは制裁措置を発動することができる。ただし、「不合理」な外国政府の措置について、明確な定義は置かれておらず、「ある行為、政策、慣行は、それらが必ずしも合衆国の国際法上の権利の侵害、不遵守に至らなくても、不公正かつ不公平であれば不合理である」とのみ規定されている。

その後は例示的に、外国政府による「企業設立機会の拒否」「知的財産権の保護の拒否」「市場機会の拒否」「輸出ターゲティング」「労働者の権利拒否」等が挙げられているにとどまる。特に、私企業による組織的反競争的活動に対する政府の黙認(toleration)が市場機会の拒否の例として挙げられているが、これは当該外国政府の「不作為」まで問題とするものであり、恣意的な運用につながるおそれが強いと言える。

＜国際ルール上の問題点＞米国通商法301条パネル

1998年11月、EUは米国通商法301条に基づく一連の手続は、USTRの調査開始後18か月以内に制裁発動を決定しなくてはならない旨(304条)定めているため、WTOパネルの判断を経ずに米国政府による一方的制裁発動を許す余地があるとして米国に対し協議を要請、協議はまとまらず1999年3月にはパネルが設置され、我が国はEU側に立って第三国参加を行った。2000年1月の紛争解決機関(DSB)会合にて、米国通商法301条パネルのパネル報告書は採択された。パネルは、①米国通商法304条その他は、文言からはWTO協定違反のように見えるが、②米大統領が作成した同通商法に関する解釈指針や米国政府のステートメントを併せ読むと同通商法をWTOに違反しない形で運用するよう指示されているので、通商法301条関連手続はWTO協定違反とは言えない、としている。このパネル判断は、米国がパネル会合において行った約束を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国のステートメントとおりの履行を期待し、引き続き注視していく必要がある。また、パネルは上記解釈指針やステートメントといった行政府の自制措置がなければ通商法301条はWTO協定違反との指摘をしているわけであり、この点につき米国は重大な警告として受けとめるべきである。なお、直接的には301条の規定に含まれないが、301条の趣旨と手続論の下に策定されたスペシャル301条、電気通信条項、及び政府調達制裁条項(タイトルVIIについても、米国はその運用につきWTO協定整合的に運用しなければならない。これらの点についても、米国の動向につき、今後も注視していく必要がある。なお、調査開始までの手続を自動化するなど、通常の301条の手続よりも硬直性及び一方的性格の強かったスーパー301条は、2002年には失効したが、今後同様の法律が成立される可能性もあり、動向を注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

米国の貿易政策年次報告によれば、301条に基づき調査が開始された件数は121件（スーパー301条又はスペシャル301条により開始されたものを含む）で、全調査開始案件のうち、11件が制裁措置発動にまで至っている。制裁措置の内容は主として関税引き上げであるが、輸入制限の例

（スペイン、ポルトガルのEU加盟に伴うEUによる輸入制限）も存在する。なお、WTO発足（1995年）以降、301条のみを根拠とする制裁措置の発動は行われていない。

なお、最近301条に基づき調査が開始された事例は、図表米－9のとおりである。

＜図表米－9＞ 最近の主な通商法301条に基づく調査開始事例

対 象	経 緯
EU ホルモン牛肉技術 障壁	1985年12月 EUがホルモンを使用した食肉の輸入禁止を決定（1988年実施予定）。 1987年7月 調査開始（職権）。 9月 米国がEUに対しGATT第23条協議要請。 11月 EUが輸入禁止実施1年延期決定。 12月 米国が職権で関税引き上げを決定。但し、執行は停止。 1989年1月 EUが輸入禁止を実施。 米国、制裁措置発動（骨なし食肉等8品目について100%の関税賦課）/ EUも対抗（ドライフルーツ、クルミにつき100%の関税賦課）。 2月 EUが米国の制裁措置につきパネル要請したが、米国はブロック。 1996年5月 米国申立てのパネル設置（TBT協定等）。 6月 EUが米国の制裁措置につきパネル要請。 7月 米国が制裁措置を終了。 1997年5月 パネル報告書配布（米国勝訴）。 6月 EUが上級委上訴。 1998年2月 上級委報告書採択（米国勝訴）。 5月 EUは勧告実施の期限である13日を過ぎても輸入禁止措置を継続。よって米国は制裁措置の承認を要請。 1999年7月 DSBは米国の制裁措置要請の一部を承認。米国は制裁措置を発動し、現在も継続中。
日本 自動車部品	・1994年10月1日 職権により日本の自動車補修部品市場の規制について調査開始。 ・1995年5月10日 クロ決定、制裁品目リスト発表。日本は対米WTO第22条協議を要請。 ・6月28日の二国間協議決着を受けて制裁発動せず。
EU バナナ輸入制限	・1994年10月17日 バナナ会社の提訴を受けてEUバナナ輸入制度について調査開始。 ・1995年9月27日 本件調査は終了させ、WTOでの解決を図るべく職権により新たな調査（下記参照）を開始。
	・1995年9月27日 職権により調査開始。 ・1995年9月28日 対EU・GATT第23条協議要請。 ・1996年5月8日 パネル設置。 ・1997年5月 米国の主張を支持するパネル報告。 ・1997年9月25日 上級委員会報告採択。 ・1998年12月21日 対EU制裁品目リストを発表。 ・1999年4月19日 DSBが米国の制裁措置の一部を承認。米国は制裁を発動。 ・2001年4月 EU・米、EU・エクアドル合意。 ・2001年7月1日 EUが過渡的な措置としてライセンス制度を実施。同日米が制裁措置の発動を解除。

対 象	経 緯
コロンビア、 コスタリカ EUへのバナナ輸出	・1995年1月9日 職権によりEUとのフレームワーク合意の下での両国の輸出制度について調査開始。米国は両国がEUと締結したフレームワーク合意（両国の輸出枠を増枠）破棄を求めた。 ・しかし協議の結果、協力してEUにバナナ制度の改善を働きかける、同制度がWTOで違反とされたときにはEUに協定整合化措置を採るよう働きかける等の二国間合意（コスタリカ1996年1月6日、コロンビア1月9日）を締結。フレームワーク合意は破棄されなかった。 ・1996年1月10日 クロ決定、ただし今後もモニターするとしつつ制裁は発動せず。
韓国 農産品市場アクセス制限	・1994年11月22日 肉類業界団体の提訴（韓国の冷凍肉流通期限等、基準認証制度が輸入制限にあたる）により調査開始。 ・1995年5月3日 対韓国、GATT第22条協議要請。 ・1995年7月 韓国の制度改善（流通期限公定制の廃止の前倒し等）を内容とする二国間合意締結。 ・1995年7月20日 WTOに合意を通報、調査終了。
カナダ 放送政策	・1995年2月6日 ケーブルTV番組会社の提訴（カナダ当局がカナダの競合企業の要求により有線放映権を取り消した）を受けてカナダの放送政策について調査開始。 ・1995年6月 米加企業間で単一放送サービス会社を設立するとの暫定的な合意が成立、USTRは制裁リスト発表せず。 ・期限までに最終的な合意に達せず、1996年2月7日クロ決定、ただし今後もモニターするとしつつ制裁発動せず。 ・1996年3月7日 米加企業間で単一放送サービス会社を設立することで正式合意。USTRは差別的なカナダの放送政策を引き続き注視していくと発表。
EU拡大	・1995年10月24日 豪州、フィンランド、スウェーデンのEU加入に伴う関税引き上げについて職権により調査開始。 ・1995年11月30日 EU拡大24条6項関税交渉が妥結し、12月4日欧州理事会により承認。 ・EU全加盟国の署名が済み次第調査を終了するとUSTRが表明。 ・EUとの二国間合意により、調査の終了を決定。ただし、モニターは続けるとする。
日本 フィルム市場	・1995年7月2日 コダック社の提訴を受けて調査開始。 ・1996年6月13日 日本政府の措置は「不合理」としてクロ認定。制裁措置発動については留保。GATT第23条、GATS第23条（大店法等流通関連法令）、制限的商慣習に関する1960年締約国団決定各々に基づく3つの協議を要請。 ・1996年10月16日 パネル設置。 ・1998年3月31日 パネル報告配布。 ・1998年4月22日 パネル報告採択。
カナダ 定期刊行物	・1996年3月11日 職権によりカナダ政府の定期刊行物に関する制限的措置について調査開始。 ・1996年3月18日 GATT第22条に基づく協議要請。1997年3月米国の主張を支持するパネル報告。上級委員会報告もこれを支持（1997年6月採択）。 ・カナダが上級委員会報告に従う旨表明し、1997年9月11日調査終了。
トルコ 興行収入への課税	・1996年6月12日 職権によりトルコ政府の映画に係る差別的扱いについて調査開始。 ・1996年6月25日 GATT第22条に基づく協議要請。更にパネルも設置されるがトルコが措置の撤回に合意したことから手続は進まず。 ・1997年7月17日 WTO紛争解決機関に二国間合意を通報。
EU 製粉澱粉	・1997年3月8日 米国小麦グルテン産業協議会の提訴を受けEUの精製澱粉市場への補助金について調査開始。 ・1997年6月6日 EUとの二国間合意に基づき協議を行うことを表明し、この協議の結果が出るまではWTOへの提訴を行わないとした。また、同日調査終了。

対 象	経 緯
日本 農産物	・ 1997年10月7日 職権により日本政府のある種の農産物に係る輸入禁止について調査開始。 ・ GATT第23条、農業協定第19条等に基づき協議要請。 ・ 1997年11月18日 パネル設置。 ・ 1998年10月27日 パネル報告。 ・ 1998年11月24日 日本が上級委員会に申立て。 ・ 1999年2月22日 上級委員会報告書配布。 ・ 1999年3月19日 上級委員会報告書採択。 ・ 1999年12月31日 日本が勧告を実施した旨通報。
カナダ乳製品	・ 1997年10月8日 米国乳製品製造者連合、米国乳製品輸出理事会、国際乳製品協会の提訴を受けてカナダの乳製品への輸出補助金等の措置について調査を開始。同時にGATT第22条等に基づき協議要請。 ・ 1998年3月25日 パネル設置。 ・ 1998年5月17日 パネル報告書配布。 ・ 1998年7月15日 カナダが上級委員会に申立て。 ・ 1999年10月13日 上級委員会報告書配布。 ・ 1999年10月27日 上級委員会報告書採択。
EU プロセスチーズ	・ 1997年10月8日 職権によりEUのプロセスチーズへの輸出補助金について調査開始。同日GATT第22条、農業協定第19条等に基づき協議要請。
メキシコ 高濃度コーンシロップ	・ 1998年5月15日 米国とうもろこし精製者協会の提訴を受けて高糖度コーンシロップの市場アクセスに係るメキシコ政府の政策・慣行について調査を開始。 ・ 1998年5月8日 協議要請。 ・ 1998年11月25日 パネル設置。 ・ 2000年1月28日 パネル報告書配布。 ・ 2000年2月24日 パネル報告書採択。
カナダ 観光産業	・ 1999年4月29日 Border Waters Coalition Against Discriminationの提訴を受けて、カナダ（オンタリオ州）の観光産業（スポーツ・フィッシング）に対する規制について調査を開始。 ・ その後、何度かの協議を経て、オンタリオ州が当該慣行を撤廃したことからUSTRは1999年11月5日に301条上調査を中止。しかし、オンタリオ州の慣行を306条下で監視することを発表。
カナダ 小麦	・ 2000年10月23日 カナダの小麦ボードの貿易慣行につき調査を開始。 ・ 2002年12月17日 GATT第22条等に基づき協議要請。 ・ 2003年3月31日 パネル設置。
ウクライナ 海賊版CD	・ 2001年3月12日 職権により調査開始 ・ 2001年12月20日 クロ決定。7,500万ドルの報復関税の賦課を決定。
中国 風力発電設備	・ 2010年10月15日 全米鉄鋼労働組合（USW）の提訴を受けて調査開始 ・ 2010年12月22日 協議要請

(2) スペシャル301条（1988年包括 通商競争力法第1303条によって 改正された1974年通商法182条）

<措置の概要>

スペシャル301条は、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を、USTRが「優先国」として指定し、貿易障

壁年次報告書の提出後30日以内に調査を開始することを義務づけている。

通常の301条手続では12か月、協定違反事件の場合は同協定に規定される紛争解決期限後30日又は18か月の調査期間が規定されているのに対して、それぞれを6か月（複雑な場合は3か月の延長が可能）とする迅速な手続を規定している点に、スペシャル301条の特徴があった。

1994年のウルグアイ・ラウンド実施法による改正により、TRIPS協定に関する事項については、調査期間を従来の6か月から通常の301条手続と同様の18か月とした（TRIPS協定に関しない事項についての調査期間は従来どおり6か月）。

＜国際ルール上の問題点＞

米国は、ある国がTRIPS協定を遵守している場合であっても、TRIPS協定対象外の分野で米国の知的財産権を侵害しているときには、今後とも優先国として指定していくとしている（協定の水準を超える保護の要求等）。これは、「協定対象外の事項については、WTO紛争解決手続によらない一方的制裁措置も可能である」とする米国の立場を反映したものであるが、その問題点は先に指摘したとおりである。

＜最近の動き＞

2010年4月30日にUSTRより公表された「2010年スペシャル301条報告書」によると、42カ国を「優先監視国」「監視国」、または「306条監視国」に指定した。本年、イスラエルが新たに「優先監視国」に指定された。イスラエルは2010年に一時的に除外されていたが、2011年に再度指定された。

（3）電気通信条項（1988年包括通商競争力法第1371～1382条、 「1988年電気通信貿易法」）

＜措置の概要＞

電気通信条項は、大きく2つの部分からなる。

第1は、制裁を背景とする交渉である。USTRは、米国の電気通信機器及びサービスにとって「相互に有益な市場機会」を否定する国を調査して「優先国」として指定し、大統領は、USTRの指定後、二国間又は多国間協定を締結するために当該国との交渉を開始しなければならない。仮に一定期間内（本法の制定日から18か月、追加的指定の場合は指定日から1年）に協定が締結でき

なかった場合は、大統領は、電気通信機器の輸入や政府調達に関する米国の義務の撤回等の様々な措置を採ることができる。

第2は、「通商協定実施状況レビュー」である。USTRは、電気通信に関する米国と外国との通商協定が遵守されているかどうかを検討し、遵守されていないと決定した場合、301条の強制的措置の発動要件が満たされたものとみなして制裁措置を採ることができる。前出のスペシャル301条が通常の301条の調査開始に関連づけて発動されるのに対し、電気通信条項では新たに調査を行うことなく、直ちに301条自体のクロ決定があったものとみなされる点が特徴的である。

＜国際ルール上の問題点＞

電気通信条項の適用分野がWTO協定の対象外である場合においても、当該制裁措置の内容がWTO協定に反しているときは、既述のとおり当該適用はWTO協定違反となる。

＜最近の動き＞

USTRは2011年4月7日、「1988年包括通商協力法第1377条に基づく電気通信通商協定実施状況レビュー報告書」を発表した。その中でUSTRは主要な問題として以下の4点を挙げている：

- ① ガーナ、ジャマイカ、トンガにおける固定・携帯電話接続料の値上げの問題
- ② チリ、ドイツ、インド、メキシコにおける主要通信事業者に関わる問題
- ③ 中国、コスタリカ、インドにおける事業許可制、透明性、規制事項の問題
- ④ ブラジル、チリ、中国、コスタリカ、インド、イスラエル、メキシコにおける通信機器貿易に関わる問題

また、本報告書の中では、特に中国と印度について焦点が当てられている。加えて、各国特有の懸念として以下の措置が掲載されている。

- ① ガーナ、ジャマイカ、トンガにおける固定・携

帯電話接続料の値上げの問題

- ②チリ、ドイツ、インド、メキシコにおける主要通信事業者に関わる問題
- ③中国、コスタリカ、インドにおける事業許可制、透明性、規制事項の問題
- ④ブラジル、チリ、中国、コスタリカ、インド、イスラエル、メキシコにおける通信機器貿易に関わる問題

(4) 政府調達制裁条項（タイトルⅦ） （1988年包括通商競争力法第7003条によって修正された連邦バイ・アメリカン法）

<措置の概要>

本条項は、大統領は1990年から1996年までの間、毎年議会に対して、政府調達において諸外国が米国産品又はサービスに対して行っている差別的取扱いに関する報告書を提出し、USTRはそれに基づき直ちに協議を開始する旨規定し、その後、1999年から2001年にも報告書を提出するよう定めた。

具体的には、協議開始後60日以内に報告書に掲げられた問題の措置が撤廃されない場合は、それが政府調達争解決手続を開始し、18か月以内に紛争が解決しない場合には必要な制裁措置（調達禁止措置）をとり、その他の差別的調達慣行に

ついては、二国間協議を行い、協議開始後60日以内に撤廃されない場合は必要な制裁措置（調達禁止措置）をとるものとされている。

なお、米国は日米包括協議の中で政府調達を優先3分野の1つに掲げる一方、1994年7月には日本の通信及び医療技術の調達を差別的と認定した。しかし、その後両国間で協議を行った結果、1994年9月末の制裁発動期限前に合意が成立し、制裁措置の発動には至らなかった。

<国際ルール上の問題点>

18か月以内に紛争が解決しない場合等の制裁措置については、DSU23条が禁止している一方的措置に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2001年4月30日の発表では、差別的政府調達慣行の指定はなかったが、監視対象であり、当該国政府と協議中である事項として、日本の公共事業、台湾の差別的政府調達慣行と手続上の障害、カナダの州政府の調達慣行、ドイツ政府の「保護条項」の4点が指摘された。

2001年の報告書の発表以降、新たな報告書は発表されていないが、タイトルⅦについては、米国政府がWTO協定に整合的な運用を行うよう、今後とも注視していく必要がある。

<図表米－10> これまでタイトルⅦに基づき差別的と認定された事例

対象国	概 要
ドイツ	重電機器 1996年4月 差別的政府調達慣行として指定。 7月 制裁実施の90日間延長決定。 10月 ドイツ側が公平な政府調達実現に向けて努力することに合意したとして再度制裁実施の延長決定。（同時にスーパー301条の監視品目に指定し、制度改正を見極めることとした）
韓国	空港建設プロジェクトの入札 1999年4月 差別的政府調達慣行として指定 6月 政府調達協定パネル設置 2000年6月 韓国の措置は協定整合的とのパネル報告書が採択される。

(5) 報復措置における対象品目改訂に関するカルーセル条項

<措置の概要>

2000年5月に成立したアフリカCBI法(Trade and Development Act of 2000)は、WTOパネルで勧告されたケースにつき実施が果たされていない場合に、制裁を効率化させることを目的として、あたかも回転木馬(carrousel)のごとく、USTRに貿易制裁対象品目を180日ごとに入れ替えることを義務づけるカルーセル条項を含む。EU敗訴ケースの実施(ホルモン牛肉、バナナケース)が速やかに行われないことに対し、制裁の効果を上げて実施圧力を高めることを目的とする。

<国際ルール上の問題点>

本件は、制裁対象品目を定期的に入れ替えることにより、制裁承認時に想定されていた義務の停止の程度を越えた貿易制裁効果が生じる可能性があり適切でない。係る措置は、DSU第22条4項(制裁の同等性)を含むWTO諸条項に抵触する可能性がある。本条項による制裁品目の入れ替えは未だ行われていないが、DSUの非整合的に運用されないよう、実際の運用を注視していく。

<最近の動き>

EUは2000年6月に協議要請(22条協議)を行い、日本も第三国参加を要請したが、米国により参加は拒絶された。本件においては、参加が認められた国と認められなかった国に関する差別的な扱いを行っており、米国に対して抗議の書簡を送付している。

2. その他

米国の国内法には、米国の対外通商政策や安全保障政策上の理由により、米国外の自然人・法人に対して制裁措置を適用することを定めている法律が幾つか存在する。これらの法律の中には、例えば、制裁対象国への投資を行った外国企業に対

して罰則を定めるなど、直接投資等による事業活動への障害となっているものが多い。これらは第Ⅱ部第14章で定義する「一方的措置」の問題ではないが、多くのWTO協定上の問題をはらむとともに、外国企業に対しても自国が設定した「ルール」に基づき違法性を判断し、自国法を適用しようとする点で類似する問題点を有している。ここでは、法律の内容を整理するとともに、各法律に規定されている個々の措置を含むWTO協定上及び国際法上の問題点について検討する。

(1) ヘルムズ・バートン法(Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996)

<措置の概要>

1959年のキューバ革命以後、米国はキューバに対して貿易制限措置をとっており、1992年にはキューバ民主主義法(トリチェリ法)により制裁を強化していた。その後、米国民間小型機がキューバ軍機により撃墜されたことを契機として1996年3月に発効したのが本法である。本法は、第Ⅰ章で、既存のキューバ制裁関連法令に言及する形で、キューバに対する間接金融の禁止(103条)、特定のキューバ製品の輸入に関する制限(110条)等を定めるほかに、以下のような規定を有している。

〔第Ⅲ章関連〕

1959年以後にキューバ政府に接収された資産の「取引(trafficking)」を行った者は、本章発効の日から3か月経過した後は、その資産に対する損害賠償請求権を有する米国民に対して責任を負うものとされる。請求訴訟は米国の国内裁判所が管轄権を有する。

〔第Ⅳ章関連〕

米国人の資産を接収した外国人又は接収財産の「取引」に関与する外国人の米国入国査証発給の拒否及び入国の制限を定める。

第Ⅲ章については1996年8月の発効後、クリン

トン政権においては訴訟開始が可能となる時期を半年ごとに延長し続けて、実際の適用は行われなかった。なお、ブッシュ政権においてもその対応は継承され、2007年1月には、2007年2月1日から半年間、同措置の適用を延期することを決定した。

他方、第IV章に関しては、カナダの鉱物資源会社やメキシコの電話会社が実際に適用を受けている。

＜国際ルール上の問題点＞

ヘルムズ・バートン法は、WTO協定上の問題点も存在するが、同時に米国の国内法を第三国の企業にも適用しようとするものであり、その具体的な適用の仕方によっては国際法上許容されない過度な域外適用になりえる。米国は国際法との整合性を確保しつつこれらの制裁法を慎重に運用すべきであり、特に、第三国の企業に対するこれらの制裁法の安易な適用は差し控えるべきである。我が国をはじめ各国は、本法が特に米国外の企業をも対象としている点について、強く懸念を表明してきた。更に、EUは、域内の自然人・法人に対して第三国の措置に従うことを禁止した規則を1996年11月に発効させ、これに引き続いてカナダ、メキシコも各々対抗立法を制定した。

WTOの場では、EUが1996年5月にヘルムズ・バートン法に対して協議要請を行い、協議による解決が得られなかったのを受けて、1996年11月にパネル設置が決定された。1997年4月、米国政府が第IV章についても大統領に延長権限を付与すべく議会に求めていることと引き替えに、EUはWTOのパネル手続の停止を申請する旨合意し、その後、何の進展もなく、1998年4月にパネルは消滅した。

＜最近の動き＞

米国政府は2009年4月13日に、キューバ制裁緩和策を表明した。制裁緩和策の内容は、①在米キューバ人の渡航制限撤廃、②在米キューバ人の

送金規制撤廃、③両国の家族間の情報通信促進措置の導入、④人道支援目的の対キューバ輸出許可品目の拡大（例：衣類、衛生関連品目など）。2009年9月3日には、規制緩和策の実施を正式に発表し、4月時点に表明した政策を具体化した。

日本は、2008年に日米規制改革イニシアティブの一環として日米で要望書を交換した際、「WTO協定を含む国際法との整合性を確保しつつ慎重に運用するよう求める」旨を米国政府に対して要望している。

（2）ミャンマー制裁法

（第II部第13章「政府調達」3. 主要ケース参照）

（3）包括的イラン制裁法及び国防授權法におけるイラン制裁条項

＜措置の概要＞

2009年にP5+1（常任理事国+独）がイランと核問題につき交渉するも、全く進展がなく、2010年6月には安保理決議に至った。また、これまでのイラン制裁法は、具体的対象につき実際に発動されることがないため、イラン制裁法の内容強化及び大統領への発動義務づけが必要との気運が米議会内で高まった。このような状況の中、2006年成立のイラン制裁法を強化する法案として、包括的イラン制裁法（CISADA）が2010年6月両院で可決され、7月にはオバマ大統領が署名した（以降、数次にわたり制裁対象先の追加等の修正が行われている）。また2011年12月31日には、イランへの追加制裁措置に関する条項が追加された米国国防授權法修正案が両院での可決とオバマ大統領による署名を経て施行された。

CISADAでは、石油・石油精製分野に関して、イランの石油資源生産等に寄与する2,000万ドル以上の投資を行ったと大統領が判断する者（国内・国外の双方）及び一定の要件（※1）に該当する者を対象として、9種類の制裁メニュー（※2）から3つ以上を課すこととされた。

また、金融分野では、米国銀行に対し、一定の

要件（※3）に該当する外国金融機関との金融取引（コルレス契約の締結・維持）を禁止、又は厳格な条件を課すこととしている。国防授權法におけるイラン制裁条項では、一定の場合を除き、イラン中央銀行を含む米財務省が指定するイラン金融機関との取引を行う外国金融機関との金融取引を禁止することとしている。

（※1）①イランの石油精製品の生産に貢献する製品・サービス・技術・情報・支援をイランに対して提供する者、②イランに対して石油精製品を輸出した者、③イランの石油精製輸入に貢献する製品・サービス・技術・情報・支援をイランに対して提供する者。

（※2）①米国輸出入銀行の支援、②米国当局による輸出許可発行の禁止、③米国金融機関による融資の禁止、④米国債引き受け等の禁止、⑤政府調達禁止、⑥制裁対象者からの輸入制限、⑦米国内における外国通貨へのアクセス禁止、⑧米国銀行システムへのアクセスの禁止、⑨米国内における不動産取引の禁止。（①～⑥は従来のイラン制裁法の内容を継承。）

（※3）①イランの核開発・テロ活動を支援する機関、②国連安保理決議にて制裁措置対象になっている機関、③イラン革命防衛隊及び関連団体、④資産凍結対象となっている金融機関、のいずれかとの取引関係があること。

＜国際ルール上の問題点＞

両法における制裁措置は、海外企業の貿易・金融取引を直接的に制限する効果を生じることから、国際法上許容される範囲を超えた過度な立法管轄権の行使となるおそれがある。

また、制裁措置のうち、②米国当局による制裁対象者向けの輸出許可発行の禁止及び⑥制限対象者からの輸入制限は、輸入に対する「関税その他の課徴金以外の禁止又は制限」に該当し、GATT11条1項に抵触する可能性があるため、GATT21条（安全保障例外）等に該当しない限り、GATT違反とされる可能性がある。

＜最近の動き＞

2010年9月30日、NICO（National Iranian Oil Companyの子会社）をCISADAに基づく制裁対象とすることを発表。併せてTotal社、Statoil社、ENI社、Shell社についてはCISADAの特別規則を適用し、制裁対象としないことを発表。なお、同法は2016年末で失効とされている（同法Sec102（4）（e））。

国防授權法に関しては、2012年3月20日米国政府は、我が国と一部のEU加盟国（10か国）については同法の例外措置を適用し、当該国の金融機関については当面制裁対象としないことを発表。

（4）再輸出管理制度

＜措置の概要＞

米国の再輸出管理制度では、仮に日本からの輸出であっても、例えば①米国原産品目（貨物、ソフトウェア、技術）、②米国原産品目が一定レベルを超えて含まれる製品（組込品）、③米国原産の技術、ソフトを使用して製造された特定の直接製品、④米国の直接製品を主要部分とするプラントで製造された製品を輸出する場合は、米国政府の許可が必要とされる。こうした米国政府による規制は、輸出管理に関する各種国際合意を遵守している日本政府による輸出管理手続を経た輸出についても適用されている。

＜国際ルール上の問題点＞

米国の再輸出管理制度については、米国の各種法規の中でも、従来から、非常に広範に、国際法上許容されない国内法の過度な域外適用がなされるおそれがあるとされてきた。また、我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、こうした二重の規制を課す事は不要である。加えて、米国の輸出者が輸入者（再輸出者）に対して米国からの輸出品目に関する十分な情報（輸出管理品目番号（ECCN）等）を提供

することが義務づけられていないため、輸入者（再輸出者）による品目の特定や規制の該非判断が困難となり、適切な輸出管理のためのプロセスが阻害される懸念がある。

＜最近の動き＞

我が国は、2001年から開催されている日米規制改革及び競争政策イニシアティブ（以下、日米規制改革イニシアティブ）等の場において本件を取り上げ、米国国内法の過度な域外適用のおそれについて指摘するとともに、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している我が国からの輸出について、米国再輸出管理の適用除外とするよう、求めてきた。また、適用除外が実現するまでの当面の措置として、①法律の細部まで理解できるような日本語のホームページを開設するとともに、在日米国大使館に輸出管理の専門家を配置し、相談窓口を設置すること、②我が国企業が規制の該非判定をするために十分な製品情報の提供を米国の輸出者が行うことを義務化するよう要望してきた。

この結果、2003年4月には米国再輸出管理制度の概要が日本語で商務省のウェブサイトに掲載され、2003年6月には米国輸出管理セミナーが東京で開催される等、米国再輸出管理に関する理解を深めるための措置が米国政府によって講じられた。また、2003年11月には、輸出者が輸出管理品目番号（ECCN）等の品目情報を輸出先に提供すべきである旨を盛り込んだ“Best Practices for Transit, Transshipment, and Reexport of Items Subject to the Export Administration Regulations（以下、“Best Practices”）”が作成された。しかしながら、この“Best Practices”には法的拘束力がなく、米国からの輸出品目に関する情報を輸入者（再輸出者）が入手する上での問題を根本的に解決するものとはなっていない。

この点を踏まえ、我が国は、改めて日米規制改革イニシアティブの場において、2006年、2007年、2008年と、上記要望を盛り込んだ同イニシ

アティブ対米要望書を米国政府に手交した。また、2011年より行われている日米経済調和对話においても同旨の要望を行っている。

2010年8月に発表された米国の輸出管理制度改革イニシアティブの一部として、2011年6月には、米国商務省産業安全保障局（BIS）が、米国輸出管理規則（EAR）に、新たな許可例外として戦略的貿易許可（Strategic Trade Authorization：STA）を追加し、STA適用の要件においては、米国の輸出者が荷受人に各品目の規制品目識別番号（ECCN）を提供することが義務づけられている。また、商品分類（Commodity Classifications）に係る公開情報を見ることができるウェブページが設立される措置が講じられている。しかしながら、戦略的貿易許可（STA）による許可例外となる品目のみが対象であって、それ以外の品目について、日本の輸入者（再輸出者）に輸出管理品目番号（ECCN）を含む品目情報の十分な提供が義務化されたわけではないため、今後も日米経済調和对話の中で協議を行っていく必要がある。

（5）外国口座税務コンプライアンス法 （Foreign Account Tax Compliance Act：FATCA）

＜措置の概要＞

（1）FATCAは、米国追加雇用対策法（Hiring Incentives to Restore Employment Act）の一部として、米国納税者が資産を海外に移転することによる脱税の防止をその主な目的として、2010年3月18日に署名され、成立（2013年1月1日発効予定）したものであり、13の規則により構成されている。このうち特に、特定外国口座に関する報告義務を定めた規則は、米国内国歳入法（Internal Revenue Code）に、別途、新たな章となる「第四章 特定の外国口座に関する報告が必要となる税」（Chapter 4：Taxes to Enforce Reporting on Certain Foreign Account）を加え、外国金融機関（下記参照）への一部支払いを新たな源泉徴収対象に追加す

ることなどを主な内容とする。

- (2) 上記新設第四章は、別途定義される外国金融機関（Foreign Financial Institutions、「FFI」）。1471条（d）（5）参照）に対する米国源泉の利子、配当、賃貸料等及び米国源泉の利子又は配当を生み出す資産の売却・処分に伴うグロスの支払い等について、それが自己勘定の取引によるものか否かを問わずすべてを源泉徴収の対象とし、「米国財務省が定める一定の要件」を満たさない限り、30%の源泉徴収税率を適用することとしている。租税条約に基づいて還付を求めることができる可能性もあるが、還付を受けるまでの間資金を固定され、またその間の利子が付されないなどの取扱いがなされている。外国金融機関に対する源泉徴収税について「米国財務省が定める一定の要件」とは、当該FFIが一定の事項を含むFFI契約を米国財務省と締結することであるとされる。主要な事項を挙げれば、①当該FFI及び定義された拡大関連者グループ内の口座保有者から米国人口座（米国民、米国居住者、米国法人等の「特定米国人」の金融口座、または米国人が（議決権の10%以上を保有するなど）実質的に所有する外国事業体の金融口座。内国歳入法1471条（d）（1）参照）か否かを特定するために、米国財務省が定めるデューディリジェンス手続及び検証を行う、②米国人口座に関する情報を年に一度米国内国歳入庁に報告する、③米国人口座の情報を開示することが法律で禁じられている場合には、顧客から情報開示の禁止を解除するように求め、解除できない場合には、米国人口座を閉鎖する、等である。
- (3) さらに、米国人口座か否かを特定する資料提供に応じない非協力的口座保有者及びFFI契約を締結していないFFI（「不参加FFI」）に対する源泉徴収対象のパススルー支払について契約を締結するFFIが30%の源泉徴収を行う（ただし脱税のリスクが小さいと財務省が特定するみなし遵守（deemed-compliant）FFIへの支

払いは除かれる。）こともFFI契約の内容とされている。また、米国財務省・内国歳入庁が発表したNoticeにおいて、かかるパススルー支払いであることの立証の困難性から、当該FFIの米国資産が全体の資産に占める割合を米国源泉の利子等の所得に乗じることによってパススルー支払の額を決定するものとされ、すなわち、当該FFIが対象の受取人の勘定以外で（自己勘定による分を含む）行っている投資を区別することなく、米国源泉の利子等の所得の一部が当該受取人に対して支払われたとみなす扱いとされた。

- (4) FATCA制定に至った背景は以下のとおりである。米国法上、米国源泉の利子、配当、賃貸料等を米国人に支払う場合、支払人は、当該支払いに対して所定の様式により米国内国歳入庁に報告する（米国人が申告納税をすることになる）か、28パーセントの源泉徴収をすることが求められている。非居住者外国人・外国法人に支払われる米国源泉の利子等については、原則として30パーセントの源泉徴収税が課されることになっているが、租税条約が定める低減税率が源泉徴収税率として適用されるための適切な申請があれば、受取人の外国住所地に応じた低減税率が適用されている。このような枠組みについては、米国人又は租税条約のない国の投資家が、外国の金融機関等を隠れ蓑として米国に投資し、そこから得られる米国源泉所得について米国人又は租税条約のない国の投資家が本来適用されない低減税率の適用を受けているとの批判があり、かかる脱税を防止するための制度改正がたびたび行われてきた。
- (5) その一環として、米国内国歳入庁は、2001年から、適格仲介人（Qualified Intermediary「QI」）の制度を実施している。適格仲介人でない外国金融機関等（Non-QI）は、それらが受け取る米国源泉所得たる利子、配当等の支払いにおいて原則として30パーセントの源泉徴収税が課される。一方、所在地国において一定

の本人確認ルールが存在することを前提に、米国内国歳入庁とQI契約を結んだ外国金融機関等は適格仲介人(QI)となり、米国源泉所得について自ら源泉徴収を行うか、又は、源泉徴収する第一次的責任を引き受けないかを選択できるようになる(後者の場合、非居住者外国人・外国法人については、源泉徴収義務者たる支払人が適切な源泉徴収を行えるよう租税条約の特典享受の有無によって分けた集合情報を支払人に提供し、また米国人については氏名、住所等の個別情報を支払人に報告する)。なお、QIは本人確認が適正に行われていることについて外部監査等を受ける必要がある。しかし、この制度の下で、2008年に、米国人顧客を、低減税率を享受できる非居住者外国人に偽装し、虚偽の情報提供を源泉徴収義務者に行っていたことが発覚したことなどを受けて、外国金融機関等に米国人が実質的に保有する口座について報告を求め、米国人による脱税を防止しようとして、このFATCAが制定された。FATCAは、①源泉徴収の対象たる支払いの範囲を拡大し、利子・配当を生み出す資産の売却・処分に伴うグロスの支払金額を含めた、②報告対象の米国民口座を、米国源泉所得を得ている口座に限定していない、また口座への支払いに止まらず、残高、グロスの受取・引落金額も報告対象としている、③米国投資を行っていないグループ内の金融機関の口座も確認対象に含めている、などの点でQI制度と異なり、米国民口座に関して包括的な情報提供を強制しようとしているといえる。

- (6) FATCAについて、全銀協等の意見書は、①顧客口座の中から、関連規則案が求めるように、出生地が米国である等FATCAの対象たる「米国人」であることを示唆する情報を検索して該当する可能性が高い口座を抽出し、一定の場合に個別確認をせねばならないが、そのような方法によって本人情報を取得するなどの口座管理をしておらず、膨大な作業負担が発生す

る、②顧客の同意なしに第三者たる米国政府に個人情報を開示することが個人情報保護法上原則禁止されている、③金融機関が非協力的口座等について源泉徴収を行うことについて法令上の根拠がなく、財産権の侵害として賠償を求められるリスクがある、④非協力的口座についての強制解約について顧客から契約違反を問われるリスクがある、などの点を問題として指摘している。

＜国際ルール上の問題点＞

FATCAは、米国政府が、米国外に所在する外国金融機関に対し、米国財務省が定める特定の顧客・口座管理の方法(出生地、居住地などについての本人からの情報収集、米国人であるか否かを確認するための厳格なデューデューリジェンス、米国民口座に関する一定の情報提供及び情報収集に応じない顧客口座への支払いに対する源泉徴収および強制解約など)を事実上強制するものである。こうした取扱いは、個人情報保護と矛盾抵触し、又はその他の法令等が想定していない負担を課することになる可能性がある。しかし、日本の全国銀行協会は、2009年末時点における入国管理局が把握している日本国内の米国人(米国籍保有者)が約5万2千人であって、日本の全人口の0.04パーセント程度であり、日本国内の外国人総数(約219万人)と比較しても約2.4パーセントに過ぎないとして、2010年3月時点で7.9億に及ぶ日本の預金口座すべての調査が必要となるとして負担の軽減を求めている。この比率に拠れば、日本の金融機関の得ている米国源泉の利子等の所得が低減税率の適用のない米国人等の顧客勘定に基づくものであるとする客観的根拠があるわけではない。かかる状況において、日本に所在するFFIが受け取る米国源泉の利子所得等すべてに対して、(日米租税条約が規定する低減税率の適用のない米国人等の顧客勘定によるものか否かを問わず)一律に30%の源泉徴収を適用し、その例外とするために、自己のみならず米国源泉所得を得てい

ないグループ内金融機関についても、米国人等の口座を特定するために米国財務省が定める特定の方法の顧客・口座管理を行うとするFFI契約の締結を要求することは、個別具体的な内国関連性の存在を問わずに、自ら又はグループ企業が米国に投資している金融機関すべてに対して、米国人等が口座を有している可能性があるというだけで規制を及ぼすということになり、合理的な立法管轄権の行使といえるのか疑いがある。なお立法管轄権の問題は、国家と国家との問題であり、私人たる金融機関が契約に応じたとしても立法管轄権の問題をクリアできるわけではない。同様の扱いをこの点OECDモデル租税条約26条は、2005年改正前の時点において、国内税法の執行のために「必要な (necessary)」情報を提供する義務を規定しつつ、締約国の国内法又は行政実務と異なる (at variance with) 情報提供、又は国内法令に拠って獲得できない情報の提供を義務付けるものではないとしていた (同2項) が、2005年改正によって情報交換の対象を拡大し (同1項) つつ、情報の収集範囲について「自国の課税利益」による制限を撤廃し、自国の課税目的で当該情報を必要としない場合であっても情報収集義務が及ぶ (同4項) ものとし、また金融機関が保有する情報であるというだけの理由で情報の提供を拒否できないことを明記 (同5項) している。米国としては、課税権を適正に行使することについて正当な利益を有するものの、FATCAは非協力口座を含めた金融口座の情報提供を事実上一方的に強制する仕組みであり、租税条約に基づく情報交換及び被要請国の国内法に基づく情報収集といった枠組みを潜脱するものであるとの批判は免れ得ない。

<最近の動き>

米国政府はFATCAの規定および行政上の解釈や施行等に関し、これまで米国内国歳入法通知 (Notice 2010-60、Notice 2011-34、Notice 2011-53) により関係者に意見照会をもとめ、主に各国

銀行業界がそれに応じるかたちで要望書を提出してきている。日本の全国銀行協会は、2010年11月1日付け、2011年6月7日付け及び2011年10月28日付けで要望書を提出し、銀行等が負う負担の増大などにつき懸念、その軽減を求めた。アメリカ銀行協会、欧州銀行協会、英国銀行協会、カナダ銀行協会、オーストラリア銀行協会等も同様の要望書の提出をしている。2012年2月8日、米国は定義の明確化や移行期間の導入を含む規則案を公表したところ、いくつか変更点があった。具体的には、確認手続きの対象とする法人口座残高の閾値が引き上げられたことをはじめ、米国内口座の確認等に係る事務負担が若干軽減されたことに加え、みなし遵守 (deemed-compliant) FFIの類型が拡充され、更には、米国源泉所得に係る米当局への報告開始時期が段階的に導入されることになった。しかしながら、引き続き、拡張された源泉徴収税の賦課が、税収確保のために合理的な範囲を超え、外国金融機関に対して、米国内口座に関する情報収集及び特定の方法による顧客・口座管理を強制する手段であるとの懸念を払拭するには至っていない。なお、同年2月8日、米国は、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、イギリスとの間で、FATCAの実施に関する国際的な情報交換の枠組を構築し、外国金融機関等の負担を軽減する旨の共同声明を公表している。但し詳細は公表されておらず、その内容の妥当性について慎重に確認する必要がある。